砥部町議会
令和６年第１回定例会
会議録

令和６年第１回砥部町議会定例会（第１日）会議録

招集年月日	令和６年２月 22 日
招集場所	砥部町議会議事堂
開会	令和６年２月 22 日　午前９時 30 分　議長宣告
出席議員	１番　髙橋久美　　２番　日野惠司　　３番　木下敬二郎 ４番　原田公夫　　５番　柿本　正　　６番　東　勝一 ７番　佐々木公博　　８番　小西昌博　　９番　佐々木隆雄 10 番　松﨑浩司　　12 番　面岡利昌　　13 番　山口元之 15 番　平岡文男　　16 番　三谷喜好
欠席議員	11 番　大平弘子
地方自治法第 121 条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長　佐川秀紀　　副町長　岡田洋志 教育長　大江章吾　　総務課長　門田敬三 企画政策課長　小中　学　　商工観光課長　森本克也 戸籍税務課長　古川雅志　　保険健康課長　岩田恵子 介護福祉課長　堀潤一郎　　子育て支援課長　田中弘樹 建設課長　門田　作　　農林課長補佐　大内丈夫 生活環境課長　白形大伸　　上下水道課長　松田博之 会計管理者　田邊敏之　　広田支所長　町田忠彦 学校教育課長　伊達定真　　社会教育課長　山本勝彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　藤田泰宏 庶務係長　東山泰久
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。 12 番　面岡利昌　　13 番　山口元之
傍聴者	２人

令和６年第１回砥部町議会定例会議事日程　第１日

・開　　会

・開　　議

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　諸般の報告

日程第４　　行政報告

日程第５　　施政方針

日程第６　　議案第 12 号　　砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

日程第７　　議案第 13 号　　砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第８　　議案第 14 号　　砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例等の一部改正について

日程第９　　議案第 15 号　　砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について

日程第 10　　議案第 16 号　　砥部町介護保険条例の一部改正について

日程第 11　　議案第 17 号　　砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 12　　議案第 18 号　　砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 13　　議案第 19 号　　砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部改正について

日程第 14　議案第 20 号　砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 15　議案第 21 号　砥部町水道事業給水条例の一部改正について

日程第 16　議案第 22 号　令和５年度砥部町一般会計補正予算（第７号）

日程第 17　議案第 23 号　令和５年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第 18　議案第 24 号　令和６年度砥部町一般会計予算

日程第 19　議案第 25 号　令和６年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 20　議案第 26 号　令和６年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 21　議案第 27 号　令和６年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 22　議案第 28 号　令和６年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 23　議案第 29 号　令和６年度砥部町下水道事業会計予算

日程第 24　議案第 30 号　令和６年度砥部町水道事業会計予算

・散　　会

令和６年第１回砥部町議会定例会
令和６年２月 22 日（木）
午前９時 30 分開会

○議長（三谷喜好）　ただいまから、令和６年第１回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　令和６年第１回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、本定例会に御出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして、御審議賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。さて、能登半島地震から２か月近くがたちますが、被災地では、厳しい寒さの中で、今なお、多くの方々が避難生活を送っておられます。今回の地震の特性や立地条件から、特に甚大な被害が発生した奥能登地域では、ライフラインである水道の断水や道路の寸断により、長期化する避難生活への対応が喫緊の課題となっており、復興に向けて、官民双方による息の長い支援が必要な状況です。本町においても、２月５日から 10 日間、震源地に近く深刻な被害を受けた輪島市に職員を派遣し、避難所運営の支援を行っており、引き続き、26 日から第２陣の職員を派遣する予定となっております。議員の皆様には、本日の全員協議会において、派遣職員による支援活動報告をさせていただきますが、専門機関により日ごとに明らかになる被害状況の分析結果を基に、派遣職員が現地で体験した被災の実相を基に、南海トラフ巨大地震への対応を進めてまいります。国政においては、政治資金問題をめぐり、与野党の攻防が続いておりますが、まずは、被災地域の一刻も早い復興に向け、議論を尽くしていただきたいというふうに思っております。それでは、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、まずは、令和６年度の会計別当初予算の編成につきましては、一般会計が、前年度比 13 億 4,192 万 2,000 円の増で、99 億 4,870 万 3,000 円。特別会計の５会計につきましては、前年度比 9,691 万 9,000 円の減で、50 億 8,771 万 2,000 円。企業会計につきましては、前年度比２億 5,525 万 8,000 円の増で、18 億 6,805 万 4,000 円となっております。全会計の予算総額は、過去最大となる 169 億 446 万 9,000 円となりますが、当初予算に対する私の考えや重点施策につきましては、この後の施政方針において、申し述べさせていただきます。次に、令和５年度の補正予算でございますが、一般会計が 3,631 万円、特別会計が 5,818 万 7,000 円の増額補正となっております。そのほか、条例改正 10 件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件２件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（三谷喜好）　これから、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番面岡利昌議員、13番山口元之議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（三谷喜好）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る２月14日開催の議会運営委員会において、本日から３月13日までの21日間としております。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって会期は、本日から３月13日までの21日間と決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（三谷喜好）　日程第３、諸般の報告を行います。地方自治法第121条第１項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ここに御報告いたします。以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　行政報告

○議長（三谷喜好）　日程第４、行政報告を行います。本件については、主要な事項についての報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志）　令和５年12月議会後からの行政報告を行います。総務課。（１）12月４日から２月５日までの落札の状況でございます。件数27件、設計総額１億5,733万6,000円、落札総額１億4,735万円、落札率93.7％。詳細は、御覧のとおりでございます。（２）長年にわたり地方自治の発展に尽力したとして、高齢者叙勲「旭日単光章」を受賞されました。受賞者及び功績は、御覧のとおりです。（３）１月４日に開催された年賀交歓会において、全国大会における成績や、町政、地域の振興・発展への尽力など、その功績が顕著な個人４人と１団体を表彰しました。詳細は、御覧のとおりです。２ページをお願いします。（４）12月24日、川井地区で建物火災が発生し、消防団員が消火活動にあたりました。詳細は、御覧のとおりです。（５）12月26日から30日までの５日間、延べ339人の消防団員が火災予防啓発のため、夜間の特別警戒を行いました。（６）１月13日、陶街道ゆとり公園で、消防団出初式を開催し、功績のあった個人と団体に対し、表彰状の授与や感謝状の贈呈を行い、消防団員203人が参加しました。（７）能登半島地震の被災地支援のため、町職員３人を派遣しました。詳細は、御覧のとおりです。保険健康課。２月９日時点の新型コロナワクチン接種実績です。詳細は、御覧のとおりです。３ページをお願いします。介護福祉課。電気・ガス・

食料品等の価格高騰対策支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、１世帯当たり７万円の価格高騰重点支援給付金を支給しました。詳細は、御覧のとおりです。子育て支援課。電気・ガス・食料品等の価格高騰対策支援として、住民税非課税世帯などの18歳以下の児童などを養育する世帯に対し、児童１人当たり５万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。詳細は、御覧のとおりです。建設課。主要工事の進捗状況。道路メンテナンス事業。町道多居谷線中樋橋橋梁修繕工事、進捗率60％。上下水道課。主要工事の進捗状況。水道事業関係。第７配水池造成工事１期、進捗率30％。４ページをお願いします。社会教育課。（１）12月９日、文化会館で人権のまちづくり集会を開催し、人権啓発講演のほか、砥部中学校生徒による水平社宣言の朗読などを行い、約300人が参加しました。（２）１月７日、文化会館で成人式を開催し、式典後、砥部町出身の映画監督大森研一氏による講演を行い、161人が参加しました。（３）２月10日、陶街道ゆとり公園で、ジュニア駅伝大会を開催しました。詳細は、御覧のとおりです。以上で、行政報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　以上で、行政報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　施政方針

○議長（三谷喜好）　日程第５、施政方針を議題といたします。なお、本定例会において、佐川町長は自席での発言について許可しますので、よろしくお願いいたします。それでは、令和６年度施政方針について説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　それでは、施政方針を述べさせていただきます。議長の許可をいただきましたので、自席にて着座にて方針を述べさせていただきます。それでは、本定例会にあたり、令和６年度の町政運営に係る私の基本的な考えを申し述べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。コロナ禍にあった令和３年２月、３期目となる町政運営の重責を担い、早３年が経過しました。町長として、また県町村会長として、新型コロナウイルスへの対応に奔走した２年を経て、昨年は、第２次総合計画における基本計画を更新し、まちの将来像である、文化とこころがふれあうまちの実現に取り組んでまいりました。社会経済活動が再開され、全国的に集客イベントがにぎわいを取り戻し、本県でも11月に、ねんりんピックが通常開催されるなど、コロナとの共存が進む一方で、少子化に伴う人口減少、頻発・激甚化する自然災害、情報化社会の急速な進展などの行政課題への対応は途上にあり、計画に沿って長期的な取組を続けていく必要があります。また、これらの喫緊の課題に対する計画的な取組とともに、持続可能なまちづくりを進めるために、砥部町の魅力を高める大胆な施策も必要と考えております。地方創生に向け、自治体間の競争が必然となる中、本町独自の特色を打ち出し、選ばれる砥部町を目指してまいりたいと考えております。６年度は、旧砥部町と旧広田村による合併から20周年を迎えることとなりますが、基本計画に掲げる次の４要素の下、さらに20年先の砥部町の未来を描く出発点としてまいります。まず１点目は、安らぎのまちづくりでございます。誰もが地域で幸せに暮らすことが

できるまちの実現に向け、福祉施策の上位計画である砥部町地域福祉計画に基づき、地域共生社会への包括的な支援、推進をしてまいります。６年度につきましては、新たな高齢者福祉施策として、難聴高齢者に対する補聴器購入助成や脳とカラダのいきいき教室を実施し、住み慣れた町で生きがいを持って暮らせるよう支援してまいります。また、健康づくり計画をはじめとする各種計画の策定に取り組み、健康づくりの推進と保健対策の充実に努めてまいります。次に、防災・防犯に取り組み、安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向けては、能登半島地震による防災意識の高まりを機に、自主防災組織や防災士を対象とした研修の充実とともに、小学生による消防クラブの設立などを通じ、地域防災の担い手を育成し、自助・共助の力を高めてまいります。公助の面では、防災拠点施設の強化として、砥部消防署広田出張所、第４分団詰所を更新することとしており、女性分団と併用する詰所の整備により、防災分野における女性の活躍を推進します。２点目は、育みのまちづくりでございます。未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまちの実現に向け、子育て支援及び学校教育の充実を図ります。子育て支援につきましては、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、結婚、出産、子育て期において経済的負担の大きい若年世帯への支援を重点化するとともに、町内に誘致した民間未就学児童施設において、新たに病児・病後児保育事業を委託開設するなど、妊活期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化してまいります。学校教育につきましては、老朽施設の改修とともに、６年度からの３か年計画でトイレ洋式化を進めてまいります。初年度は、宮内・広田小学校について、洋式化とともに乾式床への改良、照明器具ＬＥＤ化などを行うこととしており、清潔で快適な教育環境を順次整備してまいります。また、本町独自の特色ある取組として本格化するのが、砥部分校の魅力化推進事業となります。７年度の新コース開設に合わせ、全国募集を開始するにあたり、必要となる事業費を支援するとともに、通学圏外からの生徒を受け入れる教育寮を新設します。県立学校に対する今回の支援は、町にとって大きな挑戦となりますが、重要な地域資源である同校の魅力化は、ひいては町全体の魅力を高めることにつながると考えており、卒業後の起業支援を含め、本町において活躍できる人材の育成に取り組んでまいります。次に、身近な学びと交流により豊かな心が育まれるまちの実現に向け、小学生を対象としたとべ焼博士事業、とべの里冒険クラブ事業を継続し、魅力ある体験学習を通じて、将来を担う人材の育成を推進します。また、学校・家庭・地域の連携を推進するため、麻生小学校で研究を行ってまいりましたコミュニティ・スクール制度について、６年度より同校に先行導入することとし、７年度からの全校導入に向け、地域とともにある学校づくりを実践してまいります。次に、文化・スポーツ活動により感性が育まれるまちの実現に向けては、町民が、それぞれのライフステージに応じた活動に取り組めるよう、利便性の向上と施設の充実を図ってまいります。６年度は、新たな砥部町誌の完成も予定しており、本町の歴史・文化の継承に努めてまいります。３点目は、彩りのまちづくりでございます。多彩な地域資源を活かし、人や地域が潤うまちの実現に向け、農業につきましては、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に取り組むとともに、紅まどんなをはじめとする高収益な作物、栽培体

系への転換に支援し、経営基盤の強化を図ってまいります。林業につきましては、適正な森林環境を保全するため、路網整備や森林環境譲与税を活用した森林整備を進めてまいります。商工業につきましては、商工会と連携し、経営発達支援計画を推進するとともに、町内事業者の事業継続力の強化を図るとともに、砥部焼などの町産品の知名度向上、販路拡大を図ってまいります。皆さんの御尽力もあり、念願であった関東砥部会も発足したことから、東京アンテナショップを中心に、これまで以上に町の魅力を発信してまいります。次に、多くの人々が訪れる交流の活発なまちの実現に向けては、体験ツアーなどによる都市圏からの移住促進に取り組むとともに、砥部焼まつりをはじめとする集客イベントや、とべもりエリアなどの観光資源を活用し、にぎわいの創出による交流人口の拡大を図ってまいります。４点目は、快適のまちづくりでございます。快適な住民生活を支える社会基盤の実現に向け、橋梁・道路、上下水道施設など、社会インフラ長寿命化を図りつつ、計画的な施設整備と耐震改修による強靭化を図ってまいります。水道施設につきましては、耐震性が懸念される第７配水池の築造工事に着手することとしており、災害に強い施設を構築し、水道水の安定供給に万全を期してまいります。公共交通につきましては、のりあいタクシーなどの既存事業を引き継ぎつつ、７年度に向け、砥部町地域公共交通計画の更新に取り組み、本町のまちづくりと一体となった、効率的で利便性の高い公共交通体系の構築を推進してまいります。次に、豊かな自然と共に生きる環境整備の実現に向けては、松山圏域での廃棄物の広域処理体制を維持し、適正処理と再資源化による循環型社会の形成を資するとともに、くみ取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することにより、汚水処理普及率を高め、豊かな自然環境の保全を図ってまいります。最後に、人々の生活を支えるため、持続可能な行財政運営の実現に向けてですが、リニューアルする町ホームページを通じ、誰もが見やすく、分かりやすい情報発信に努めるとともに、砥部町ＤＸ推進計画に基づき、住民本位のデジタル化による利便性の向上と、庁内における業務効率化を進めてまいります。また、冒頭にも申し上げましたが、来年１月に合併 20 周年を迎えるにあたり、記念式典や関連事業を開催し、町内の一体感の醸成を図るとともに、これまでの足跡を振り返り、更なる発展を目指す契機といたしたいと考えております。６年度は、当初予算として過去最大の規模となり、今後も社会保障関係や情報システム関連経費の増大が見込まれる中にあって、ふるさと納税の推進や町税収納対策など、積極的な財源確保に努め、公債費の抑制と事務効率化の推進により、強固な財政基盤の堅持を目指してまいります。以上、令和６年度の町政運営にあたりまして、施政方針を申し上げましたが、分野ごとの主要施策につきましては、先にお配りしている概要のとおりでございます。詳細につきましては、予算審議の場で御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。私にとりまして、任期最終年度を迎えるわけですが、町政発展のため、歩みを止めることなく行政課題の解決に挑戦し続けてまいります。引き続き、私の政治理念である、町民主役のまちづくりを貫き、職員とともに、砥部町の未来づくりに全力投球してまいりますので、町民の皆様、議員の皆様の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和６年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　以上で、施政方針を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議案第 12 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第６、議案第 12 号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。大内農林課長補佐。

○農林課長補佐（大内丈夫）　議案第 12 号について御説明申し上げます。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域農業経営基盤強化促進計画を策定するにあたり、地域の実態や意見を幅広く反映させるため、現在設置している、砥部町人・農地プラン検討委員会の名称を改め、同計画の検討を行うため、提案するものでございます。それでは、改正内容について説明させていただきます。別添資料の新旧対照表をお願いいたします。１ページを御覧ください。本条例の別表中、附属機関の名称と担任する事項を、御覧のとおり改めます。次に、裏面の２ページを御覧ください。附則第２項で改正する、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、名称を御覧のとおり改めます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和６年４月１日から施行することとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 12 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　議案第 13 号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第７、議案第 13 号、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　議案第 13 号について御説明いたします。砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面２ページをお願いします。提案理由ですが、地方自治法の改正に伴い、令和６年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、一括して２つの条例を改正するため提案するものでございます。それでは、改正内容について御説明いたしますので、新旧対照表をお願いします。第１条改正は、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正で、第３条では、会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を加えます。次に、第 17 条の２を新設し、フルタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給について規定します。また、第 27 条の２を新設し、２ページにかけてパートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給について規定します。３ページをお願いします。第２条改正は、砥部町職員の育児休業等に関する条例の改正で、第７条第２項では、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、会計年度任用職員に係る勤勉手当の適用除外規定を削除します。第８条では、引用する法律の名称等を規定し直します。議案書の２ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和６年４月１日から施行するものとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 13 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第８　議案第 14 号 砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例等の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第８、議案第 14 号、砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例等の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之）　それでは、議案第 14 号について御説明申し上げます。議案第 14 号、砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例等の一部改正について。砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例等の一部を改正する条例

を次のように定める。令和６年２月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書の３ページをお願いいたします。提案理由ですが、令和６年３月 31 日をもって浄化槽保守点検事業を廃止するとともに、基金を浄化槽町有施設管理基金に一本化し、下水道事業において基金の一時運用を行うため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第 14 号資料の新旧対照表１ページをお願いいたします。まず、砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例でございますが、題名を砥部町浄化槽町有施設管理基金条例に改めます。１ページから３ページの各条文におきまして、浄化槽保守点検事業に関連する条文を削り、第６条に「管理者は、下水道事業において財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて管理基金に属する現金を一時運用することができる。」の１条を加えます。４ページをお願いいたします。次に、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例でございますが、題名を砥部町浄化槽町有施設の管理に関する条例に改めます。４ページから７ページの第１条から第 21 条の条文中、浄化槽保守点検に関係する条文を削り、第４条、第６条、第８条及び第 14 条を削除し、４条ずつ繰上げをいたします。また、８ページの別表でございますが、こちらの保守点検料の表を削ります。９ページをお願いいたします。次に、砥部町下水道事業審議会設置条例でございますが、第２条第４号中「浄化槽施設使用料及び浄化槽保守点検料」を「浄化槽町有施設使用料」に改めます。議案書の３ページへお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和６年４月１日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 14 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第９　議案第 15 号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第９、議案第 15 号、砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　では、議案第 15 号につきまして御説明申し上げます。議案第 15 号、砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について。砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月 22 日提出、砥

部町長佐川秀紀。裏面を御覧ください。提案理由でございますが、砥部地区・広田地区ともに、いきいき見守り配食サービス事業に係る食材料費が増額していることから、利用者負担金の適正化を図るとともに、別表の内容を整理するため提案するものでございます。まず、いきいき見守り配食サービス事業の内容を御説明させていただきますけれども、この事業は、65歳以上の独り暮らしの高齢者等で、日中の見守りが必要で、食事の調理が困難な方に、日中の見守りを兼ねた配食サービスを実施し、できる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きした在宅生活を送れるよう、支援することを目的としております。改正内容でございますが、現在の利用者負担金、1食当たり砥部地区が550円、広田地区500円でございますが、600円と改めるものでございます。その他、備考欄の記述につきまして、現在適用するものがないことから削除しております。附則でございます。施行期日でございますが、この条例は、令和６年４月１日から施行するとしております。その下、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間における利用者負担金に関する特例についてでございますが、これ、緩和策といたしましてですね、令和６年度は砥部地区を560円、広田地区を530円に、令和７年度は砥部地区580円、広田地区560円とさせていただくものでございます。以上、説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第15号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10　議案第16号　砥部町介護保険条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第10、議案第16号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　議案第16号につきまして御説明申し上げます。議案第16号、砥部町介護保険条例の一部改正について。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面を御覧ください。提案理由でございますが、令和６年度から令和８年度までを計画期間といたしました第９期介護保険事業計画の策定により、介護保険料率の期間及び保険料額を改正するため提案するものでございます。内容について御説明いたします。新旧対照表を御覧ください。まず第４条、保険料率でございます。保険料の算定にあたり、保険料基準額を定めるわけでございますが、こ

の基準額は据置きということでさせていただきます。ただし、今回、国におきまして、所得段階及び段階ごとの負担割合につきまして変更がございました。第１段階から第３段階については負担割合が見直され、介護保険料が減額されています。また、所得段階が見直され、第10段階から第13段階が新たに追加をされました。保険料率でございますが、第４条第１項第１号、第１段階でございますが３万8,500円を３万5,100円に、第２号、第２段階でございますが５万7,800円を５万2,800円に、第３号、第３段階でございますが５万7,800円を５万3,200円に改め、第４号から第９号まで、第４段階から第９段階でございますけれども、こちらにつきましては据置きとさせていただきます。新たにですね、設定された所得段階でございますが、第10号、第10段階でございますが保険料率を14万6,300円に、第11号、第11段階でございますが16万1,700円に、第12号、第12段階でございますが17万7,100円に、第13号、第13段階でございますが18万4,800円と設定するものでございます。その下、第２項から第４項までは保険料率の軽減について規定をしておりましたが、現段階で、軽減に必要な国等の予算が確定しておりませんので、削除をしております。３ページをお願いいたします。令和３年度から令和５年度までの保険料率と軽減の過程を残すために、附則に第23項から第26項までの４項を追加しております。議案書にお戻りください。２ページでございますが、附則でございます。施行期日でございますが、この条例は、令和６年４月１日から施行する。経過措置でございますが、この条例による改正後の保険料、介護保険条例第４条の規定は、令和６年度以降の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第16号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11　議案第17号　砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第11、議案第17号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　議案第17号につきまして御説明申し上げます。議案第17号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。４ページを御覧ください。提案理由でございますが、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案をするものでございます。まず、この条例で定める居宅介護支援等の事業につきまして、簡単に御説明申し上げますと、要介護認定を受けた被保険者に対しまして、介護保険サービスの計画を立てる事業所のことでございまして、現在、町内に７か所の事業所がございます。今回の主な改正でございますが、新旧対照表を御覧ください。１ページから２ページにかけてでございますが、第３条第２項において、介護支援専門員が担当できる利用者数の変更を行っております。５ページ、６ページを御覧ください。第14条第３号におきまして、やむを得ない場合を除く利用者に対する身体拘束等の禁止を追加しております。７ページを御覧ください。第14条第17号では、モニタリング方法についての緩和を追加をしております。続きまして、９ページを御覧ください。第23条第３項におきまして、事業所の運営規程の概要等重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを追加をしております。その他、文言等の改正又は条ずれの改正をさせていただいております。議案書４ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第23条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行するとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第17号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第12　議案第18号　砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第12、議案第18号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　議案第18号について御説明を申し上げます。議案第18号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。４ページの方を御覧ください。提案理由でございますが、国が定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。まず、この条例で定める砥部町指定介護予防支援等の事業について御説明を申し上げますと、現在、介護福祉課内にございます、地域包括支援センターの業務を指しておるところでございます。業務内容でございますが、高齢者を対象とした総合相談事業や権利擁護の業務のほか、要支援認定を受けた被保険者への介護保険サービスの計画を立てる業務を行っている所でございます。今回の主な改正内容でございますが、新旧対照表を御覧ください。１ページから２ページでございますが、第３条及び第４条におきまして、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けて、指定介護予防事業を行うことが可能となる規定及びその際の人員基準を追加をさせていただいております。５ページを御覧ください。第22条では、事業所の運営規程の概要等重要事項につきまして、ウェブサイトに掲載しなければならない規定を追加しております。続きまして、７ページを御覧ください。第31条第２号の２では、やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束等の禁止を追加しております。また、第31条第16号では、モニタリング方法についての緩和を規定しております。その他、文言等の改正や条項のずれを今回改正をさせていただいております。議案書４ページにお戻りください。附則でございます。施行期日でございますが、この条例は、令和６年４月１日から施行する。経過措置でございますが、この条例の施行の日から令和７年３月31日までの間は、第22条第３項の規定の適用については削除するとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 13　議案第 19 号　砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第 13、議案第 19 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　議案第 19 号につきまして御説明申し上げます。議案第 19 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。10 ページ御覧ください。提案理由でございますが、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。まず、この条例で定める指定地域密着型サービスの事業につきまして、簡単に御説明申し上げますと、町内に住所を有する要介護認定を受けた方を対象に、介護サービスを提供する事業のことでございます。サービス事業の種類は９種類ございますけれども、町内で本町の指定を受けて事業を行っております事業については２種類ございます。１つは小規模多機能型居宅介護で、内容といたしましては、デイサービスとホームヘルプとショートステイが１つの事業所で提供できるものでございまして、現在町内で３か所、事業所がございます。２つ目は認知症対応型の共同生活介護、グループホームのことでございますが、町内で５つの事業所がございます。今回の主な改正でございますが、新旧対照表を御覧ください。まず３ページでございますが、第 24 条第８号で、やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束等の禁止規定を新たに追加をしております。第 34 条で、運営規程の概要等重要事項について、ウェブサイトに掲載しなければならない規定を追加をしておるところです。また、本町に関連するサービスごとの改正でございますが、19 ページを御覧ください。小規模多機能型居宅介護関係では、第 92 条第７号で、身体拘束の適正化対策のための委員会の設置規定等を追加をしております。22 ページを御覧ください。認知症対応型の共同生活介護、グループホーム関係では、第 125 条で、協力医療機関の選定要件や連携強化について、追加をさせていただいております。その他、文言等の改正や条項のずれを改正をしております。議案書９ページにお戻りください。附則でございます。施行期日でございますが、この条例は、令和６年４月１日から施行する。経過措置でございますが、重要事項に関するウェブサイトの掲載規定は令和７年４月１日から施行し、身体拘束の適正化対策のための委員会の設置規定は令和７年３月 31 日まで努力義務といたしまして、また、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する方策を検討する委員会の設置及び協力医療機関を定める規定につきましては、令和９年３月 31 日まで努力義務とす

る経過措置を設けておるところでございます。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 19 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 14　議案第 20 号　砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第 14、議案第 20 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　議案第 20 号について御説明申し上げます。議案第 20 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。５ページを御覧ください。提案理由でございますが、国が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。まず、この条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業について御説明申し上げますと、町内に住所を有する要支援認定を受けた被保険者を対象に、介護保険サービスを提供する事業のことでございます。事業の種類は３種類ございますが、町内で本町の指定を受けて事業を行っておりますのは２種類ございます。１つ目は小規模多機能型の居宅介護で、デイサービスとホームヘルプ、またショートステイが１つの事業所で提供できるものでございまして、現在町内に３か所ございます。２つ目が

認知症対応型の共同生活介護、グループホームのことでございまして、町内に５つの事業所がございます。主な改正内容でございますが、新旧対照表を御覧ください。まず３ページをお開きください。第32条第３項で、運営規程の概要等重要事項につきまして、ウェブサイトに掲載しなければならない規定を追加しております。続いて、８ページを御覧ください。第53条第３項におきまして、身体拘束の適正化対策のための委員会の設置規定等を追加しております。９ページを御覧ください。第63条の２におきまして、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する規定を新たに追加をしております。その他、文言等の改正や条項のずれを併せて改正をしておるところでございます。議案書４ページにお戻りください。附則でございます。施行期日でございますが、この条例は、令和６年４月１日から施行する。経過措置でございますが、重要事項に関するウェブサイトの掲載規定は、令和７年４月１日から施行し、身体拘束の適正化対策のための委員会の設置規定は、令和７年３月31日まで努力義務とし、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する方策を検討する委員会の設置を定める規定につきましては、令和９年の３月31日まで努力義務とする経過措置を設けさせていただいております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第20号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第15　議案第21号　砥部町水道事業給水条例の一部改正について
（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第15、議案第21号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之）　それでは、議案第21号について御説明申し上げます。議案第21号、砥部町水道事業給水条例の一部改正について。砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、水道法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の改正について提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し

上げます。議案第21号の資料の新旧対照表をお願いいたします。改正案の欄を御覧ください。第５条第１項、第34条第２項及び裏面２ページの第38条第１号中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和６年４月１日から施行することといたします。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第21号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。ここで暫時休憩し、再開を10時45分にしたいと思います。

午前10時29分　休憩

午前10時45分　再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（三谷喜好）　11番大平弘子議員から欠席届が提出されております。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第16　議案第22号　令和５年度砥部町一般会計補正予算（第７号）

日程第17　議案第23号　令和５年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第16、議案第22号、令和５年度砥部町一般会計補正予算第７号及び日程第17、議案第23号、令和５年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第４号の２件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　議案第22号の一般会計補正予算及び議案第23号の介護保険特別会計補正予算について、一括して御説明いたします。はじめに、一般会計補正予算書の１ページをお願いします。議案第22号、令和５年度砥部町一般会計補正予算第７号ですが、第１条において、今回の補正は3,631万円を追加し、補正後の総額を100億6,204万1,000円としています。また、第２条で、繰越明許費補正について定めています。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。３ページをお願いします。歳出の主なものについて、款ごとに御説明いたします。３款民生費は、3,313万4,000円増額します。障害福祉サービス等の給付費に対し交付された、国庫負担金などの精算に伴う償還金1,551万8,000円の追加、私立認定

こども園などの運営に対する町の負担金1,057万7,000円の追加などです。６款農林水産業費は、林業振興事業における財源の組替えです。８款土木費は、162万円増額します。愛媛県が実施する急傾斜地崩壊対策事業などに対する町の負担金162万円の追加です。10款教育費は、155万6,000円増額します。文化会館指定管理者に対する電力価格高騰対策支援金155万6,000円の追加です。２ページをお願いします。歳入です。財源として、14款国庫支出金を453万1,000円増額、15款県支出金を601万7,000円減額、18款繰入金を800万円増額、19款繰越金を2,979万6,000円増額します。４ページをお願いします。繰越明許費補正です。松山南高等学校砥部分校魅力化支援事業をはじめ、７件の事業を６年度に繰り越します。事業名、金額などは、記載のとおりです。一般会計は以上です。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の１ページをお願いします。議案第23号、令和５年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第４号ですが、第１条において、今回の補正は、保険事業勘定の予算に5,818万7,000円を追加し、補正後の総額を24億4,362万9,000円としています。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。３ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。５款基金積立金を5,818万7,000円増額します。２ページをお願いします。歳入です。財源として、６款財産収入を１万9,000円、８款繰越金を5,816万8,000円、それぞれ増額します。以上で、補正予算の説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第22号、議案第23号の２件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第22号、議案第23号の２件については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第18　議案第24号　令和６年度砥部町一般会計予算
日程第19　議案第25号　令和６年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
日程第20　議案第26号　令和６年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第21　議案第27号　令和６年度砥部町介護保険事業特別会計予算
日程第22　議案第28号　令和６年度砥部町とべの館特別会計予算
日程第23　議案第29号　令和６年度砥部町下水道事業会計予算
日程第24　議案第30号　令和６年度砥部町水道事業会計予算
（説明、質疑、予算特別委員会付託）

○議長（三谷喜好）　日程第18、議案第24号、令和６年度砥部町一般会計予算から日程第

24、議案第30号、令和６年度砥部町水道事業会計予算までの７件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　それでは、令和６年度の当初予算につきまして、私からは、議案第24号の一般会計から議案第28号のとべの館特別会計まで御説明いたします。はじめに、一般会計予算書の１ページをお願いします。議案第24号、令和６年度砥部町一般会計予算は、第１条において、予算の総額を99億4,870万3,000円と定め、第２条から第５条にかけて、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について、それぞれ定めています。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。一般会計は、アフターコロナとして将来を見据え、住んでよかった、住み続けたいまちとなるよう、とりわけ喫緊の課題である人口減少対策、砥部分校の魅力化推進事業、住民生活の安全安心の確保に要する予算などを計上したことにより、前年と比べ13億4,192万2,000円の増額となっています。主な予算は、砥部分校教育寮の建築など、同校の魅力化支援事業費８億2,560万7,000円、砥部消防署広田出張所整備事業費7,338万6,000円、第４分団・女性分団詰所整備事業費１億3,105万円、学校トイレ洋式化事業費１億7,568万1,000円などです。６ページをお願いします。７ページにかけて、債務負担行為です。財務会計システム更改に係るシステム使用料及び保守委託料に対する債務負担をはじめ、24件の債務負担の設定で、債務負担の事項、期間及び限度額は、記載のとおりです。８ページをお願いします。地方債です。令和６年度は、砥部分校教育寮の建築などに係る一般単独事業の７億2,720万円をはじめ、総額で11億6,170万円を予定しており、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりです。一般会計は以上です。続きまして、特別会計を御説明いたします。国保特別会計予算書の１ページをお願いします。議案第25号、令和６年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、第１条において、予算の総額を事業勘定は22億3,420万3,000円、直営診療施設勘定は5,455万2,000円と定め、第２条で一時借入金、第３条で歳出予算の流用について、それぞれ定めています。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。国民健康保険事業特別会計は、事業勘定では、被保険者数の減に伴う医療費の減少などにより、前年と比べ6,609万3,000円の減額、直営診療施設勘定では、受電設備更新工事の完了などにより、前年と比べ287万8,000円の減額となっています。国保特別会計は以上でございます。続きまして、後期高齢者医療特別会計予算書の１ページをお願いします。議案第26号は、令和６年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、第１条において、予算の総額を３億9,091万2,000円と定めています。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。後期高齢者医療特別会計は、被保険者数の増に伴う広域連合納付金などの増加などにより、前年と比べ6,374万1,000円の増額となっています。後期高齢者医療特別会計は以上です。続きまして、介護保険特別会計予算書の１ページをお願いします。議案第27号、令和６年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、第１条において、予算の総額を保険事業勘定は23億1,393万9,000円、介護サービス事業勘定は4,158万円と定め、第２条から第４条にかけて、債務負担行為、一時借入金、歳出予算の流用について、それぞれ定めています。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。介護保険事業特別会計

は、保険事業勘定では、介護サービスの利用減に伴う給付費の減少などにより、前年と比べ3,560万9,000円の減額、介護サービス事業勘定では、デイサービス利用者の減少などにより、前年と比べ106万9,000円の減額となっています。６ページをお願いします。債務負担行為です。デイサービス利用者送迎用福祉車両の借上料に対する債務負担の設定で、期間は令和７年度から８年度、限度額は43万2,000円です。介護保険特別会計は以上です。続きまして、とべの館特別会計予算書の１ページをお願いします。議案第28号、令和６年度砥部町とべの館特別会計予算は、第１条において、予算の総額を5,252万6,000円と定めています。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。とべの館特別会計は、人件費の増額などにより、前年と比べ254万5,000円の増額となっています。以上で、私からの説明を終わります。

○議長（三谷喜好）　松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之）　引き続きまして、議案第29号、30号について御説明申し上げます。はじめに、議案第29号、令和６年度砥部町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。砥部町下水道事業会計予算書の１ページをお開きください。第１条、令和６年度砥部町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を４億8,431万1,000円とし、支出を４億5,285万2,000円とするものでございます。第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を３億5,115万7,000円とし、支出を５億1,368万円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億6,252万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,831万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金１億4,421万2,000円で補填するものでございます。２ページをお願いいたします。第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、公共下水道整備事業でございます。限度額は１億8,210万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第６条、一時借入金の限度額は、５億円としております。第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第８条、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で、6,521万1,000円としております。第９条、他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は１億7,931万1,000円でございます。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第29号の説明を終わります。続きまして、議案第30号、令和６年度砥部町水道事業会計予算について御説明申し上げます。砥部町水道事業会計予算書の１ページをお開きください。第１条、令和６年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を３億8,593万9,000円とし、支出を３億2,650万7,000円とするものでございます。第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を３億8,232万円とし、支出を５億7,501万5,000円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億9,269万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,368万9,000円と過年度分

損益勘定留保資金１億4,900万6,000円で補填するものでございます。２ページをお願いいたします。第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、水道施設改築更新事業でございます。限度額は３億2,900万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第６条、一時借入金の限度額は、２億円と定めております。第７条中、予定支出の各項の経費の金額の流用について、定めております。第８条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で3,602万4,000円としております。第９条、たな卸資産購入限度額は、1,000万円としております。令和６年２月22日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第24号から議案第30号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第24号から議案第30号までの令和６年度当初予算７件については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第30号までの令和６年度当初予算７件について、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任について、委員会条例第８条第４項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員を、お手元配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩を利用して、予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前11時５分　休憩

午前11時６分　再開

○議長（三谷喜好）　再開します。予算特別委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。予算特別委員会委員長に原田公夫議員、副委員長に

面岡利昌議員が互選されました。御協力のほどよろしくお願いいたします。各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査報告については、3月13日の本会議においてお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。これにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時07分　散会

令和６年第１回砥部町議会定例会（第２日）会議録

招集年月日	令和６年２月 28 日
招集場所	砥部町議会議事堂
開会	令和６年２月 28 日　午前９時 30 分　議長宣告
出席議員	１番　髙橋久美　　２番　日野惠司　　３番　木下敬二郎 ４番　原田公夫　　５番　柿本　正　　６番　東　勝一 ７番　佐々木公博　　８番　小西昌博　　９番　佐々木隆雄 10 番　松﨑浩司　　11 番　大平弘子　　12 番　面岡利昌 13 番　山口元之　　15 番　平岡文男　　16 番　三谷喜好
欠席議員	なし
地方自治法第121 条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長　佐川秀紀　　副町長　岡田洋志 教育長　大江章吾　　総務課長　門田敬三 企画政策課長　小中　学　　商工観光課長　森本克也 戸籍税務課長　古川雅志　　保険健康課長　岩田恵子 介護福祉課長　堀潤一郎　　子育て支援課長　田中弘樹 建設課長　門田　作　　農林課長　池田晃一 生活環境課長　白形大伸　　上下水道課長　松田博之 会計管理者　田邊敏之　　広田支所長　町田忠彦 学校教育課長　伊達定真　　社会教育課長　山本勝彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　藤田泰宏 庶務係長　東山泰久
傍聴者	５人

令和６年第１回砥部町議会定例会議事日程　第２日

・開　　議

日程第１　一般質問

・散　　会

令和６年第１回砥部町議会定例会
令和６年２月 28 日（水）
午前９時 30 分開議

○議長（三谷喜好）　ただいまから、本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（三谷喜好）　日程第１、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されるよう、議員各位の御協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。１番髙橋久美議員。

○１番（髙橋久美）　１番髙橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、２点質問いたします。１問目です。プレコンセプションケア、プレコンの推進に向けた費用助成を。プレコンセプションケアとは、妊娠前の若い女性だけではなく、カップルを対象にした将来の妊娠・出産のための健康管理を行うことです。妊娠・出産には適切な時期があり、健康であることも大切で、若いうちから正しい知識を持ち、自分のライフプランに適した健康管理を意識することにより、将来の健康を増進するとともに、望む人にとっては、妊娠・出産への適切な準備ができるようになります。また、若い世代が自ら健康管理ができるようになることは、生涯にわたって質の高い生活を送ることにもつながります。待ったなしである人口減少対策・少子化対策に、本町でも様々な支援を行っておりますが、もっと早い時期から、自身の体や健康と向き合う若者の健康づくりが重要だと考えております。将来の妊娠や出産に備えて、体の状態を調べる検査、これをプレコンチェックと言いますが、血液や感染症に加え、年齢と共に減少していく卵子が卵巣にどの程度残っているのかを調べるほか、超音波検査で子宮や卵巣の病気を確認するものなどがあります。検査には保険が使えず、約２万円から４万円の費用が掛かるため、検査をためらう女性も多いと聞きます。先行する松山市では、令和５年４月から、産婦人科や産科、婦人科で検査を受けた 18 歳以上 30 歳未満の女性を対象に、３万円を上限にして１回限り助成を行っております。本町でも少子化対策の一環としてプレコンを推進し、プレコンチェックに掛かる検査費用の助成をするお考えはないか、町長の御所見をお伺いいたします。２点目です。防災士のネットワークづくりを。大きな災害に見舞われるたびに、避難所の運営が問題となっておりますが、先月発生した能登半島地震でも、長期化する避難所生活で様々な不便が報じられています。実際の避難所においては、地域性や住民の年齢層、役割分担によって、運営の中心に女性が加わることができないことも想定されますが、全国から支援が本格化する中で、避難所に女性にとって要望の声を上げにくく、通りにくい状況であることが想像に難くありません。生理用品や下着の用

意、着替えや授乳スペースの確保、性被害に遭わない居場所やトイレの配置など、非常時だからこそ気配りが大事です。ふだん自宅で当たり前だったことができないストレスは、じわじわと健康を害していきます。避難所の運営にはリーダーシップが不可欠で、必要な知識を身につけた防災士は、適任だと考えますが、本町の場合、多数防災士がおられても、残念なことに資格を取っただけで活動する場がないのが実情です。宮内校区の住民座談会でも、そのことが話題となり、せっかく費用を助成してもらい資格を取ったのに、その後の活動ができていないことに対して、これでよいのかという意見がありました。避難所運営は女性防災士が役に立てる場の一つですが、日頃から訓練していないと実践は難しいと考えます。県内でも災害に遭われた大洲市や西条市、宇和島市などでは、行政の意識も高く、防災士の組織がしっかり活動しています。一度災害が起これば、行政は現場対応に追われ、自主的に動ける人材が重要となることから、行政と連携して日頃から活動できる防災士のネットワークづくりを提案したいと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。以上２点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　髙橋議員の御質問にお答えします。はじめに、プレコンセプションケアの推進に向けた費用の助成との御質問ですが、女性が早い段階から自身の生活や健康に向き合うことは、将来の妊娠やライフプランを描く上で重要であり、議員御指摘のとおり、人口減少対策・少子化対策につながるものであると考えております。本町におきましても、若年層に対し、正しい知識を普及啓発するため、小学５年生、中学１・３年生を対象とした、思春期教室を開催しており、プレコンの要素を盛り込み、発達段階に応じた教育を行っております。しかしながら、確立からの日の浅い、プレコンの認知度は全国的にも低く、まずは、その意義や具体的な内容について、男女問わず知っていただくことが重要であり、町ホームページへのチェックシートの掲載などにより、健康リテラシーの向上を図ってまいります。御提案のあった検査費用の助成につきましては、プレコンの認知が広がり、受検への要望が高まってきた段階で、国や県、周辺自治体の動向を踏まえ、検討をしてまいりたいと考えております。次に、防災士のネットワークづくりをとの御質問ですが、本町では、共助の核となる自主防災組織のリーダーとして防災士を位置付け、各自治会の推薦に基づき資格取得費用を助成し、人材育成を進めてまいりました。近年は、防災分野における女性参画にも注力し、２月１日現在で、資格取得者 209 名のうち 41 名が女性防災士となっております。しかしながら、防災士の養成が進む一方で、資格取得後の活動に悩まれる方が存在していることは、議員御指摘のとおりでございます。そのため、今年度から防災士を対象としたスキルアップ研修を実施するとともに、総合防災訓練への参画などを通じて、培った知識や技術を効果的に発揮できるよう、フォローアップの機会を設けており、防災士の役割を再認識いただくことで、自主防災組織の活性化と共助の機運を高めていくことを最優先に取り組んでいるところです。なお、ネットワークづくりにつきましては、今後、先進自治体の事例を研究するとともに、一部の防災士らで組織する既存のネットワークを有効活用することで、防災士がよ

り主体的に活動できるよう、支援してまいりたいと考えております。以上で、髙橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　１番髙橋議員。

○１番（髙橋久美）　町長御指摘のとおり、プレコンセプションケアは、まだまだ認知度が低く、積極的な啓発活動が必要です。その目的は、若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうこと、若い世代の男女が将来、より健康になること、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることです。本町でも、思春期教室など、言われたように取組が行われておりますが、義務教育の中学卒業後、１番大切な時期の性に関する指導の一環として、考えていただきたいと思います。本町のホームページにチェックシートを掲載してくださるとのこと、一歩前進の取組だと思います。ありがとうございます。健康や医療に関する正しい情報を発信し、若者が自ら活用していけるよう、粘り強い啓発を要望します。そこで伺います。本町の若者世代の健康診断の受診率は、どの程度でしょうか。

○議長（三谷喜好）　岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子）　髙橋議員の先ほどの御質問にお答えいたします。若者世代というところでございますが、社会保険とかで、職場で健診を受けている方の人数というのは把握しておりません。ただ、本町の方で、国民健康保険で、若者、20代の子が受けれる検診というのが、子宮頸がんの検診がございます。こちらの方が２年に１度の受診可能で、一般で受ける場合は料金が1,400円必要なんですが、毎年度21歳を迎える方たちに、女性ですが、はがきの方でクーポン券の方をお送りしております。平成28年から令和元年の受診率は約10%だったんですが、令和２年から４年の間は休止しておりまして、今年度また再開いたしました。現在のところ約3.5%ということで、ちょっと低めではございます。対象は、毎年度約100人というところでございます。本町の方で、把握している若者の受診率という分に関しては、以上になります。

○議長（三谷喜好）　１番髙橋議員。

○１番（髙橋久美）　勤務先での健康診断もありますので、それを入れると、かなりな数字だと推察します。ホームページだけではなく、本町が行っている少子化対策に加えて、保健センターの利用者や健康診断の折に、若者世代だけではなく親御さんや祖父母の世代にも、このプレコンを知っていただき、お子さんやお孫さんに伝えてもらうよう啓発すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好）　岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子）　髙橋議員の御質問にお答えさせていただきます。そのように、前向きに取り組ませていただきたいと思います。ホームページに関しても、そのような内容でありますとか、また、一般の健診の方にも、子どもさんであるとかお孫さんであるとかに、検診の重要性を伝えていただくようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好）　髙橋議員。

○１番（髙橋久美）　男女を問わず、自らの健康管理が当たり前になれば、プレコンチェックへの関心が高まるのではないでしょうか。私自身も年齢がいってからの不妊治療で、貧血や婦人科系の疾患などが分かり、41 歳で高齢出産するまで、精神的にも肉体的にもかなりな負担でした。自らの経験に照らしても、健康を過信しがちな若者世代こそ、自分の健康状態を知り、必要な治療と支援をいち早く受けれるよう、プレコンの積極的な啓発と検査費用の助成を重ねて要望して、１個目の質問を終わります。２問目ですが、防災士のネットワークづくり。現在 209 名おられ、女性は 41 名とのこと。私も昨年４月、防災士の資格を取らせていただき、千足区の防災委員になりました。区では特に活動はありませんが、ひめぼうの研修会や愛媛消防学校でのスキルアップ研修に参加して、水没車両からの脱出や煙の充満した建物からの脱出､チームでの瓦れき撤去などを経験しました｡中でも水没車両からの脱出は、テレビ放映されたため、私も大きく映らせていただき反響が大きかったです。昨夜も役場の２階にて、町内の防災士研修会が行われました。少人数のワークショップ中心の研修は、お互いが当事者意識を持って､活発な意見が出やすいやり方とのこと｡約 40 名の参加者の各グループは、初対面にもかかわらず、楽しく積極的に取り組まれていました。御答弁にあったように、更なるスキルアップの研修の充実、支援をよろしくお願いいたします。そこでお尋ねします。総合防災訓練に防災士も参加と言われましたが、昨年の麻生小学校の防災訓練では、いわゆる形だけの参加のようでした。防災士として、研修で学んだことを生かし、実践できる訓練にしていただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好）　門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。先ほどの御提案、誠にありがとうございます。今後、そういった体験型、また、スキルアップにつながる研修を、地域での防災訓練などでも、そういうようなことを実践いただくことを啓発するとともに、砥部町で行います総合防災訓練でも、そのようなメニューを取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好）　髙橋議員。

○１番（髙橋久美）　ありがとうございます。災害の被害状況は様々で、先日、本町からも３名の方が能登半島地震の救援に向かって、その報告を受けましたが、そのときに、災害の状況は違うから訓練どおりにはいかないということをお聞きしましたが、本町の状況に合わせた訓練はとても大切です。災害の多い今、町民の関心も高いと思われます。また、今後先進自治体の事例を参考に､ネットワークづくりを考えておられるとのこと｡昨夜の研修会で、既存の防災ネットワークを発展させて、砥部防災ネットワークとして、ＬＩＮＥグループへの加入を呼びかけておりました。各区の自主防災組織の役員の方や区長さんも参加されております。そこでお伺いします。このようなリーダーシップを発揮でき、主体的に動けるネットワークを、どのように活用していこうとお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　議長のお許しをいただきましたので、自席にて答弁をさせていただきます。防災士も今、町が防災士を育成をしておりますけれども、頼まれて防災士の資格を取ったというだけで、生かされてないのが現状であろうというふうにも思いますし、区によれば、しっかりと防災士も活用して、いろんな訓練をしておる区もあります。ただ防災士を取ったからといって、何もしてない区もある。議員さん言われるように、資格は取ったが生かされないということもあろうかと思いますけれども、今、防災の中で１番大切なのは、自助・共助というふうに言われておりまして、これが、発災直後すぐに機能するのは、地域の皆様方の自助・共助の問題が１番大切であろうというふうにも考えておりますので、今、本当にあってはならない災害が、日本列島至る所で起きておりますから、そういった部分で、本当に地元の皆様方が、近所の皆様方が、災害に対してどういうふうな考えを持っておられるかということが大切だというふうに思っておりますので、議員言われたようなことで、しっかりとこの災害に対する対応を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（三谷喜好）　髙橋議員。

○１番（髙橋久美）　自助・共助・公助とありますが、やはりまずは、自分の家庭、家族ですね、個人もありますけれども、備えていくことが大事だと思っております。２万数千人の備えを町だけで担うというのは、これは無理がありますので、このような、自助・共助・公助の考えも広めていきたいなと考えております。この砥部防災ネットワークのモットー、昨日いただいたんですけれども、できていないことを非難するのではなく、どうすればできるかをみんなで考えていきましょう。できる人が、できるときに、できることをやりましょう、緩く、長く、楽しくつながっていきましょうとありました。継続するためには、やはりちょっとこう息を抜いたといいますか、力を抜いたような取組も大事かと思います。知識を身につけながら、それぞれの区で、また役割を担いながら、お役に立っていくことが私の望みでもありますし、防災士としての活動でもあると思います。私も一防災士として活動しながら、住民同士の交流を図り、日頃の地道な活動を継続し、知識や認識の向上に努めてまいります。以上で、一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（三谷喜好）　髙橋久美議員の質問を終わります。２番日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　２番日野惠司でございます。今回は、一般質問の方も、１月に発生した能登半島地震の関係もございまして、災害関係の質問が多いように思いますが、私もそれを受けまして、今回は、前回に続いて、災害関係の御質問を２問させていただいたらと思っております。まず、１問目でございます。公共施設、これは避難所も含むということでございますが、及び住宅の耐震対策はということでございます。日本では、昔から地震が多く発生し、古くは 720 年に完成したと言われる日本書紀にも記述があるぐらいでございます。近年では、地震の発生回数が増加しており、2023 年の１年間に発生した震度４以上の地震だけでも 41 回、震度３以上では 197 回、あるいは体に感じない震度１、無感地震と言われるそうでございますが、これも含めると年間で 2,227 回もの地震が発生をしております。また、政府の地震調査研究推進本部の発表では、南海トラフの地震が 30 年以内に発生する確率、これ

が 70、もう今では 80％ぐらいまでと言われております。2016 年に発生した熊本の地震の際には、発生確率は 7.6％でございました。甚大な被害をもたらす要因として、家屋の倒壊による人的な被害が多いことが分かっております。耐震化向上に向けて、今まで以上の取組が必要と思うのですが、町長の御所見をお願いしたいと思います。次、２問目でございます。避難所等に防災標識の設置をということでございますが、災害大国と言われる日本では、過去に発生した災害を教訓に、これから起こり得るであろう災害に備えることが重要であり、それと併せて、自分の住んでいる地域の特性やリスクに応じて、どのように避難するかも知っておく必要がございます。そこで、防災標識の役割が重要になります。防災標識とは、その地域で起こり得る可能性のある災害を標識にして表示し、適切な避難誘導を図ることを目的に、ピクトグラムを用いて、誰でも理解できるように工夫をされております。防災標識を目にすることで、日頃の防災意識も高まり、災害時の迅速かつ正確に判断と行動ができる能力を養うことにもつながります。本町でも、避難所等に防災標識を設置されてはどうか、町長の御所見をお願いしたいと思います。以上２問、よろしくお願いをいたします。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　日野議員の御質問にお答えします。はじめに、公共施設及び住宅の耐震化対策はとの御質問ですが、まず、公共施設については、主要施設で耐震性は確保されており、定期的な劣化度調査、予防保全的な修繕による長寿命化を進める中で、耐震性の維持と老朽化対策を講じてまいります。避難所については、地域の集会所の一部で耐震性が未確認であることから、今後、耐震性確保に向け、地元協議を行ってまいりたいというふうに考えております。次に、住宅については、平成 30 年度の住宅土地統計調査の結果から、本町の耐震化率は 82％となっており、県平均を上回っております。過去の調査経緯から、おおむね５年ごとに 10％以上の耐震化率の向上が認められておりますが、未だ耐震性のない住宅もあり、現在の耐震改修補助事業を充実することが必要であると考えております。令和６年度当初予算においては、耐震改修設計費用に対する補助額の拡充を予定しており、地域における耐震化を一層促進するとともに、県の耐震改修に係る出前講座を活用するなど、耐震化を含む自助意識の高揚を図ってまいります。次に、避難所等への防災標識の設置をとの御質問ですが、現在も町内には、避難所や危険地域を表示する看板が設置されているものの、設置者や設置時期、表示方法が異なり、設置場所の把握も十分できていない状況にあります。御質問の防災標識は、規格により表示方法が統一され、安全な避難経路の確保に有効であるとともに、日頃からの備えや防災意識を高める効果も期待をできます。まずは、現在設置されている看板等の調査を行い、老朽度合いなどを確認するとともに、防災標識の設置に向け、効果的な設置場所の確保や適切な表示内容について、調査研究してまいりたいというふうに考えております。以上で、日野議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　日野議員。

○２番（日野惠司）　答弁ありがとうございました。まず、最初の方の公共施設、あるいは避難所についてはですね、ほぼできてると。避難所の一部で、特に集会所については、地元

の方と協議をするということだと思うんですが、ということは、少し一部ではできてない所もあるんだろうなというふうなことは思います。質問する前に、1番の根底条件でございますが、災害基本法というのは、自治体の責務でございますが、まず、住民の生命・財産を災害から保護するというのが基本的な大きな考え方だと思っております。この考えに基づいて、次からの質問をさせていただいたらと思います。災害マップに載ってる本町の指定避難所、グラウンドなんかはちょっと除けまして、指定避難所という部分については28か所あると思いますが、それプラスアルファ福祉避難所が５か所ございます。愛媛県のホームページを見てみますと、耐震改修推進計画というのがございまして、この中に、庁舎とかですね、あるいは支所とか、各市町のなんといいますか、耐震具合、これが表示をしておりますが、本町の場合には問題ないと。例えばこの庁舎、あるいは広田支所、これについてはですね、一重丸が付いておりましたので、問題がないんだろうなと、耐震性については、問題ないんだろうなというふうなことがあります。しかし、愛媛県にはまだまだですね、黒丸が付いてる所が大分あります。黒丸の横に、耐震済みとかいうのをやってる所は書いてるんですが、書いてないとこが多いということは、やってないんだろうと思います。これは、建築基準法の、昭和56年５月30日以前の、いわゆる建物だということで、黒丸が付いてるんだと思いますが、そういう所については、即座に改修しなさいというふうなことだと思います。そこで、お尋ねをしたいんですが、先ほど言いました、その福祉避難所については、これは町の持ち物じゃございませんで、民間のものでございますが、こういう所の例えば耐震のですね、度合いといいますか、こういうものについて、町の方からこういうことで、例えば診断して補修工事した方がいいですよというふうな指示というのはできるのかどうかですね、その点まず最初に１点目、お伺いしたいと思います。

○議長（三谷喜好）　門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまの日野議員さんの御質問にお答えをいたします。福祉避難所等の民間の施設についてはですね、現在のところ、こちらから指示する体制というのはできておりませんので、今後、その点も含めて見直しを行いたいと思います。

○議長（三谷喜好）　日野議員。

○２番（日野惠司）　ありがとうございます。民間の施設でございますので、町の方からどんな、これを指示とかいうふうなことがなかなかできないんだろうと思いますが、福祉避難所に避難される方というのはですね、極めて障がいの方が多いということは、もう明らかに分かってるわけでございますので、そういう方は、やっぱり避難するのも大変だと、時間かかると。結局、二次被害に遭われるという可能性も極めて高いわけでございますので、早急に、やっぱりそれは町としてですね、何らかの指導をしていただきたいなというふうのは思っております。ちなみに、能登半島地震でですね、これも記事に載っておりましたですけども、避難所、いわゆる福祉避難所ですね、これが開設されたのが２割だということで、最初の方に新聞載っておりましたですけど、その要因としては、人的な要因ももちろんあります。あるいは、施設の損壊、これも当然あるわけですね。そういうことで、思っておった施設、

ここはもう全部開設してくれるんだろうなというところが、２割しかできてないと。あとの８割はですね、どこにおるのかということになりますので、そういう所を予定しとった人がですね。それからすると、結局の耐震性というのは、非常に大事だというふうなことが分かると思います。それから、公共施設の方でもう１点お尋ねをしたいんですが、今、福祉避難所として指定されてる 28 か所の中で、耐震等級というのがございます。これはですね、建築基準法の、56 年の、1981 年の建築基準法がですね、２回目できた、改正されたとき以降に建てたですね、建物については一応その耐震が１と、耐震等級が１というふうなことで決められております。本来ですとね、福祉避難所、あるいはこの庁舎もそうですけど、庁舎はなんぼあるんか分かりませんけど、恐らく問題ないから等級３だと思うんですね。１番良い耐震化ができてるというふうな状況じゃないかと思うんですが、福祉避難所と言いますのは、耐震の等級が２以上ないといけないということが言われておるわけですね。その２以上にですね､今本町が指定している福祉避難所がですね､２以上のものがどのぐらいあるのかですね、ここをちょっとお尋ねしたらと思うんですよ。

○議長（三谷喜好）　門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまの日野議員さんの御質問にお答えをいたします。昭和 56 年以降の建物であるという確認はとれておりますが、耐震の度合い、１級であるとか２級であるとかっていうのは、確認がとれておりません。申し訳ございませんが、答弁はできませんので、こちらの方では現在把握をしてないということになります。

○議長（三谷喜好）　日野議員。

○２番（日野惠司）　今のところは把握できてないということでございます。ちなみにですね､この 56 年以降造ったものが耐震の等級が１ということになりますと､耐震等級２というのは 1.25 倍です。等級３というのは 1.5 倍と。耐震化がですね。いうことで、庁舎、いわゆるその災害本部なんか造る所については、３が望ましいですねと。じゃないと、壊れて機能ができなくなったら困るということもあります。ですから、学校関係については２ぐらい。３になりますと、警察署とか庁舎、災害本部とかいう所についてはですね、その３を適用するというふうな形がどうも組まれておるようでございますので。避難所は２以上あればいいということですけども、先ほどの話では調査等できてないということでございますので、早急に調査をされてですね、もし等級が２なければ、耐震化の補修をする必要があるんじゃなかろうかということで､これについては要望しておいたらと思っております｡それから次に、住宅の方でございますが、住宅の方については、本町は耐震化率 82％と。非常に私は高いなという気はしてるんですが、後でこれは御注文させていただきますけれども、1950 年、昭和 25 年に建築基準法が制定をされておりまして、中規模程度の地震と、震度５程度の意味をしてるわけでございますけれども、これでも、建物が大きな被害を受けないというぐらいの建築基準法だったんですが、それから、宮城沖地震が昭和 53 年に発生して、これではいかんのじゃないかというふうなことで、震度６、７ぐらいまでですね、あっても壊れないというふうな基準にせんといかんじゃないかというなことで、1981 年で、今現在、その内容が続いて

るということだと思うんですが。ですから、建築基準法の1981年の５月31日以前にできたものと、６月１日以降にできたものということで、旧耐震、新耐震というような形で区分けができとるんだと、今現在は思っておりますが、そういうことでお尋ねします。これはちょっと原田議員とちょっとダブるんですが、申し訳ないんですがお尋ねをしたいと思うんですが、本町における住宅、1981年の５月31日以前に建築された住宅数はですね、どのぐらいあるのか。あるいは、それ以降についてはどのぐらいなのか。これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（三谷喜好）　門田建設課長。

○建設課長（門田作）　日野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。耐震性のない建物につきましては、1,519戸と推定しております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　日野議員。

○２番（日野惠司）　1,519戸ということでございますが、これはですね、いわゆるその、この1,519に対して、82%が耐震化ができてるということなのか、また、別の数字があるのかですね。この82という数字は、1,519戸をベースにして考えているのか。その点をお尋ねしてます。

○議長（三谷喜好）　門田建設課長。

○建設課長（門田作）　日野議員さんの御質問にお答えいたします。先の82%という数字につきましては、住宅の推定戸数8,450から積算したもので、1,519を出すと82%になるということでございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　日野議員。

○２番（日野惠司）　分かりました。ということは、この56年以前にできた1,519戸の建物については、耐震化ができてないということだと思うんですね。今現在までの、いわゆる8,450の建物に対しての82でございますので、それ以降のですね、81年以降の建物というふうな形になってるんじゃないかと思いますが。ちなみに2000年にですね、基準法がまだ少し変わっております。この変わった内容は３つの要素がございましてですね、まず地震で、直下型の地震なんかになりますと、基礎の部分にやってる木の刺してる柱といいますか、これが抜けて崩壊するというふうなことがあってですね、その部分にちゃんとこの金具を付けて留めなさいというようなのが一つ加わっております。もう一つは地盤の強化ですね。いわゆる地盤が弱いとですね、ぐらつきが当然ながら大きいわけで、ここの部分をちゃんとしなさいというふうなことで、言われてます。あとは、その壁の配置をうまくバランスよくすることによって、倒壊を防ぐと。大体大まかには、この３つがですね、2000年に改正をされてるようでございます。ちなみに私的なことなんですけど、私の家も造ったときにですね、地盤が、重信川の河川床自体はですね、非常に緩いと、軟弱だと、早く言えばですね。それで、くいをですね、打たんと10年間の保証ができませんよというふうなことを言われてですね、38本、家の敷地にですね、40坪ぐらいの敷地なんですけど打ってですね、その上に、いわゆるその、ベタ基礎で基礎を造って、上に家を造ったというのを、今これの話をするときに思

い出したんですけど。そのぐらいですね、結局、その地盤も非常に影響が大きいと。ここが軟弱だといかんけども、例えば、高尾田の集会所、川挟んでこちらはですね、そういう地盤の調査しても全然問題なかったですね。岩盤系が多いんじゃなかろうかという気はするんですが。重信川の河川敷沿いはですね、非常に弱い、軟弱だと。これが2000年に、いわゆるこういうものを盛り込んだので、基準法が一部変わっております。これになるとですね、非常に耐震性も良いということなんでしょうけども、ちなみにこれのですね、2000年以降のできてる建築数いうのは、お分かりになりましたら教えていただきたいと思うんですが。

○議長（三谷喜好）　門田建設課長。

○建設課長（門田作）　日野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。2000年以降の建築物の戸数については、現在のところ把握できておりません。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　日野議員。

○２番（日野惠司）　この建物の耐震性というのは、非常に地震に対しては影響があるわけでございまして、今回の能登半島地震でも241名の尊い命の方が亡くなられておりますので、これの約大半がですね、家の倒壊によって圧迫死ということが言われております。まして、その年齢的にも高齢者が多いと。当然、高齢者の場合は、足腰が弱ってる関係もあるんでしょうけども、1階のスペースを利用してると。２階建てになると、崩れてそのままというような形になる可能性が高いということから、高齢者の方がですね、家の倒壊によって亡くなられているという現実がございますので、耐震性については非常に重要じゃないかなと。1番最初に私が、災害基本法の責務というのはどこにあるんだというふうなことを最初に申しましたけれども、これが基本的にはもう生命・財産を守るということになるわけで、家が壊れると、もう財産もなくなってしまう。高齢者になると、それからですね、資金的な問題もあるでしょうから、立ち上がることがなかなかできないというのが現実だろうと思っております。町の方も、以前に建設課長にお伺いしたらですね、そういうその高齢者の家、56年以前の建った家について、高齢者の方の所にお邪魔して、耐震化の診断したらどうでしょうかとかですね、いろいろそういう形で啓発活動をされてるようでございますが、なかなかですね、高齢者ももう今からしてもみたいな感じでですね、年も取ってるし、お金もないしというような感じのことで、なかなかその診断、一歩、1番最初の診断に踏み込めないというふうなことも聞いておりますが、ぜひ、長い目で見ていただいてですね、実際は、そういう古い耐震基準の家がですね、今回の能登半島沖地震でも倒壊してるという現実もありますので、そこら辺も、非常に何か啓発活動をぜひしていただいて、一軒でも多くですね、耐震化ができるようにお願いをしたらと思いますが。これに関連してなんですが、お金の費用が掛かる、どのぐらい掛かるのかは、その内容にももちろんよりますから一概には言えんのですけども。一部ではですね、シェルター、もうその家自体を直すのはようけお金が要りますよと、だから、核シェルターじゃないですけど、シェルターをですね、家の中に導入して、その中で寝るというふうなこともですね、増えておるようでございます。それに対する自治体も、補助

金を出してる所もあるようでございます。その方が、いわゆる耐震化の家をちょっとこう修理するよりも安いと。金額には私もネットで調べたんですけども、30 万から 100 万ぐらいの間でそのシェルターがあるというふうなことが載っておりましたので、そういうものに対する補助についても、今度、自治体として考えていく必要があるんではなかろうかというふうに思いますので、これについても御要望をしておきたいというふうに思っております。それから、質問２番目の避難所等の防災標識の設置をということでございますが、私は麻生校区に住んでおるんですが、１番頭に浮かぶのも麻生小学校に避難したらいいじゃないかというふうなことになってくるわけですけども、先ほど町長答弁の中に、以前はあったと。以前はあったといいますか、最初は作った覚えがあるというふうなことだと思うんですけど、今見る限りではですね、私も麻生小学校で周り歩いても、その看板が見当たらないんですね。だからもう、以前あってもう腐ってないのか、もう撤去してしもとるのか、ちょっと分からないですけども。そういうとこは、福祉センターはらまちなんかも新しくできた所ですから、ああいう所ももちろん避難所として入ってるわけでございますが、あそこも道路を通って、ぱっと見る限りでは避難所の標識はないように思ったりするんですね。ですから、先ほど言いましたピクトグラムといいますか、いわゆる絵文字ですね。絵文字をですね、目に付く所にあれば、非常に、先ほど町長も言われましたけども、防災意識も高まるというふうなことでございます。ぜひそれについてはですね、やっていただきたいなあというふうなことでございますが、先ほど答弁の中でも調査研究をしますということでございますので、私はやってもらえるように、前向きに検討していただけるというふうに思っております。端的に言えば、トイレの表示なんかもそうなんですね、もう誰が見ても分かると。赤で、例えば女の方であれば、赤い色でスカートはいたような形になって、男性はブルーで、例えばズボンをはいてるような形をこれぱっと見れば、ここトイレなんやなというのが誰でもわかる。こういうのは、こういうその絵文字なんですね。これはもう至るところに、例えばこの庁舎なんかでも、そのトイレもありますし、非常口ある、非常階段があるとか、全部そういう絵文字になってますね。ですから、もう時代の流れとして、そういうふうな方向で、わざに漢字でですね、書いてどうのこうのという看板は、今の時代はですね、ちょっと当てはまらないと。もう小学生低学年が見ても、誰が見ても分かると。あるいは、外国人が見ても、ここはトイレなんじゃなとか、ここは避難所なんじゃなと。地域によって、土砂災害なんかのマークがあっても、全然関係ない所もありますので、そういう所は、ピクトグラムの中にはですね、例えば、麻生小学校だったら全部こう乗っかるといいますか、どれも当てはまる。この防災マップの中にですね、避難所一覧という項目があって、その１番の右の方に、洪水・土砂・地震・大規模火災という項目があって、ここに丸が全部打ってますね。例えば、1 番最初の八倉集会所、これは、洪水・土砂・地震・大規模火災は八倉避難所に行ってくださいみたいな形だと思うんですよ。これをですね、例えばこういう災害ごとに、この避難所はこの災害はバツですよと、この災害はオッケーですというふうなですね、こういうものを避難所ごとに設置すれば、非常に分かりやすいと。それを言ってみれば、道路沿いに看板を作るとかで

すね、学校であれば、照明のとこのフェンスの所に大きく作るとかいうことになりますと、ふだん生活する上で、住民の方が見て、ここはこういう災害についてはここに避難するんやなというのが、改めて分かるというふうなことになりますので、ぜひこれは前向きに検討をしていただきたいということをお願いをいたしまして、私の本日の２問の質問については終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（三谷喜好）　日野惠司議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は、午前 10 時 40 分の予定です。

午前 10 時 22 分　休憩
午前 10 時 40 分　再開

○議長（三谷喜好）　再開いたします。一般質問を続けます。９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　９番佐々木隆雄です。まず最初に、私は３月議会ではいつも、町長の施政方針に対して、私なりの感想を述べさせていただいております。22 日の施政方針におきましては、佐川町長は、住み続けたいまちとなるような取組を本格的に進めたいと。そのために、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の着実な推進のほか、人口減少対策、くしくも今日愛媛新聞等々出ておりましたが、2023 年度の出生数が 75 万人、最小だというふうなデータも出ておりますが、そのような問題。それから、松山南高校砥部分校の魅力化推進事業にも取り組んでいこう、住民の生活の安全安心の確保に向けた取組を進めますというふうなことを述べられておりました。今期４年目の最終の年だということも含めて、町長の固い決意が語られたんではないかと思います。議員としても、様々な角度からこういう町長の提案に対して、真摯にいろんな提案をしていきたいと、かように感じております。それから、今年度の施策の中では、私が関わった加齢性難聴者への補聴器の補助が本格的にスタートいたしますが、これはまだ、私の知る限りでは愛媛県内が最初でございます。県内各地で、砥部町に続けというふうなことになってくる可能性もあるかなと思います。そういった意味では、最初に思い切って決断していただいたことに、敬意を表したいと思います。それから、関連しますが、とべ焼博士事業について提案をいたしまして、昨年からスタートいたしましたが、これを更に発展させようということで、とべ焼博士検定事業に取り組みますというふうなことも述べられておりますので、こういうことについても期待をしたいと思いますというふうなことを、最初に述べさせていただきまして、一般質問に入りたいと思います。防災計画の見直しについてということで１点。南海トラフ巨大地震による本町の被害想定は、平成 25 年愛媛県地震被害想定調査結果を基にしており、町防災マップには建物被害や人的被害、災害に対する心構えやリスク等が記載されております。しかし、この想定は 10 年前の数値であり、状況の変化や最新の知見も踏まえた見直しが必要だと考えます。南海トラフ巨大

地震の防災基本計画をめぐっては、能登半島地震の影響で、国が本来、今春にも予定していた改定を、延期するというふうな報道もありましたが、国や更に県の計画策定を待つだけではなくって、町独自でも検討すべきことがあるんではないかと、かように思っております。また、昨年の７月 12 日には、内閣府から各都道府県に宛てて「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」というふうな通知を発出し、令和４年 12 月１日現在の状況を調査しております。そういったことも踏まえまして、以下３点について質問をいたします。まず１点目は、25 年に作った各被害想定、これについて、町の方ではどのような数字の見直しが図られるんでしょうか。２点目は、避難所の非常用発電機等・飲料水・冷暖房機器・ガス設備・通信設備・断水時のトイレ対策の確保状況と災害時に必要となる容量や個数の見直しについてはどのようにしていくんでしょうか。３点目は、昨年の９月で質問があったことにも関連しますが、文部科学省では 2023 年度から 2025 年度までの３年間、体育館へのエアコン設置補助率を３分の１から２分の１に引き上げております。そういった制度の活用を、もう一度検討できないかと。以上、町長の御所見をお伺いいたします。２点目は、緊急車両の通行不能箇所の現状についてでございます。平成 28 年の 10 月に砥部消防署が調査、同年 11 月に建設課が作成した町内緊急車両通行不可能箇所調べによりますと、町道で 74 か所、生活道路で 144 か所の、合計 218 か所が通行不能だというふうになっておりました。つきましては、調査以降における改善状況、さらには住民生活に支障を来すような箇所があるのかないのか。ある場合には、その解決のめどについては、どのようになっているのでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　佐々木隆雄議員の御質問にお答えします。はじめに、防災計画の見直しをとの質問ですが、災害対策基本法では「毎年、地域防災計画に検討を加え、必要と認めるときは、これを修正しなければならない」とされております。そのため、本町においても現在、計画見直しのための基礎資料の収集に取り組んでいるところです。その上で、御質問のあった３点についてですが、まず１点目の各被害想定数の増減見通しについては、愛媛県が来年度から見直しに着手することとしており、県の公表に基づき、見直してまいります。２点目の避難所における防災機能設備等の確保については、町内 33 か所の指定避難所のうち、非常用発電設備は 11 か所、飲料水は９か所、冷暖房機器は 30 か所、ガス設備は全箇所、通信設備が 29 か所、断水時のトイレ対策は 13 か所で確保しております。災害時に必要となる容量や個数については、被害想定に基づき順次整備しており、保管スペースに限りがあるなど、備蓄物資や設備が不足する避難所については、民間事業者との応援協定を活用することとしております。しかしながら、大規模災害時においては公助分では限界があり、能登半島地震を受け派遣した職員によれば、発災直後は避難所運営において、各家庭から持ち寄った備蓄物資が有効であったとの報告も受けており、家庭での備蓄可能な飲料水・携帯トイレなどについて、自助・共助を促進する観点から、家庭内備蓄の更なる啓発に努めてまいります。３点目の体育館へのエアコン導入については、教育環境の向上はもとより、避難所機能を充

実する上で重要であると認識しておりますが、厳しい財政状況から、補助制度を活用しても即座に導入することは困難であると考えておりますので、御理解をいただいたらというふうにお願いをします。次に、緊急車両通行不能箇所の現状はとの質問ですが、当該箇所は、昔からの生活道路が大半であり、現況の道路が狭く、改善は思うように進んでおりませんが、町道久保田深田線については、令和３年度に拡幅工事が完了し、町道客大谷線については、用地提供の見込みが立ち、年度内に測量調査設計が完了予定となっております。住民生活に支障を来す箇所については、現時点で地元からの要望・相談はなく、確認されておりませんが、拡幅工事には道路用地の確保が前提となることから、用地提供が可能な箇所から積極的に対応してまいりたいと考えております。装備品の充実などにより、近年、緊急車両が大型化している影響もありますが、消防としましても、迅速な対応が行えるよう、日頃から道路状況等の把握に努め、日常訓練を通じて対応してまいります。以上で、佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　佐々木議員。

○９番（佐々木隆雄）　数値については、まだ県の方も含めて、これからの見直しだというふうなことでございますので、それはそれで出てくるの待ちたいと思いますが、この 25 年度の数値でですね、例えば、建物で全壊が 285 棟、それから半壊が 1,570 棟というふうな数字が出されて、先ほどの日野議員の質問の中にも似たような話があったんですが、ここで出されてる 285 なり 1,570 棟というのは、いわゆるその耐震をしてるのがとか、してないのが何戸数だとかいうことは、余り考慮しないでの数字なんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。あくまでも、この数字につきましては、国・県の数字に基づき、こちらの方で把握をした数字でございまして、佐々木議員さんのおっしゃられた内容を、こちらの方で把握をして数値化したものではございません。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　佐々木議員。

○９番（佐々木隆雄）　多分、いろんな他の数字もそうだとは思いますので、一つだけちょっとお聞きしておいたらと思うんですけども、能登半島地震のときに、避難後にですね、死亡された方が結構おいでたというふうな報道もありましたんですが、そういう想定というのは、町の方ではどういうふうに今お考えなんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　今、二次被害のことだと思いますけれども、それについては、把握はしておりません。

○議長（三谷喜好）　佐々木議員。

○９番（佐々木隆雄）　なかなか難しい質問で申し訳ございません。あと、町長の答弁の中にもありましたが、指定避難所で不足するものについては、それぞれまた近隣の公共施設だとか、民間の事業者と協定をして対応しますということで、これは抜かりなくしていただけ

ればと思うんですが、まだ何かこれはちょっと弱いなというふうに感じておられるような項目というのは、ございませんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。やはり、何人避難するか、そういったのは国・県の数字に基づいて必要な数を備蓄をしておりますけれども、今現在、砥部町の方では３日分という数字で備蓄等を進めております。中には長期化するケースもございますので、先ほど町長の答弁からもありましたとおり、家庭内備蓄の、家庭の方には７日分の備蓄をお願いしているところではございますが、その辺りの数字的なところについては、やはり長期化する場合の対応というところを、今後は検討しなければならないかなあと思っております。

○議長（三谷喜好）　佐々木議員。

○９番（佐々木隆雄）　先ほど私が、７月 12 日の内閣府からの通知というところではですね、避難所で停電があっただとかいうふうなことが実際にあったということで、改めて点検をしてくださいよいうふうなことだったと思うんですけども、それについては、今の砥部町の所では特に大きな問題はなく、点検もしてるし、対応についてもこう考えてますというふうなことで、今出されておりますので、それについてはお任せをしないといけないというふうに思います。他の議員も言っておりますように、町長も先日の全員協議会の場でも言っておられましたが、やはり自助・共助・公助の内訳も含めてですね、やはり我々自身も災害に備えてどうするんだというふうなことについては、日常的に住民との交流も図りながら、みんなで助け合いができるような、そういうことをやっていく必要があるかなというふうには思います。体育館の空調の関係でございますが、文科省の所から出されてるもの以外に、総務省の減災事業債活用という方法があるようなんですが、私が手にしている資料によりますと、これを使えば元利償還金に対する交付税措置が 70％で、地方の負担分が 30％でできるというふうなことも書かれておりました。文科省の補助とは別途にですね、こういった総務省からの交付税措置について、検討はいただけないでしょうか。

○議長（三谷喜好）　門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。先ほど言われました補助金につきましては､学校施設環境改善交付金の方で補助金がございます。また、交付税につきましても、学校教育施設等整備事業債という地方債がございまして、こちらの方では、先ほど佐々木議員さんがおっしゃられたとおり、75％の充当率で交付税措置が 30％となっております。今後、体育館等にエアコン等の設備を実施しなければならない場合には、当然ながらこの補助金、またこの地方債については、活用してまいりたいと思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　佐々木議員。

○９番（佐々木隆雄）　文科省の所も、それから、総務省の所も期限が 2025 年となっておりますので、その辺のことも踏まえて、体育館への空調設備について、また検討していただ

きたいというふうなことを要望として、２点目の方に移らせていただきます。２点目の所は、実は 2019 年の 12 月議会で一度取り上げさせていただきました。そのときの町長の答弁と、先ほどの答弁と、ほとんど同じような内容でございまして、改善した所は、町道の客大谷線だとか、久保田深田線だという所は改善できましたということで、それ以降、新たに何か改善できましたという所は、担当課長ないんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　門田建設課長。

○建設課長（門田作）　佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。先ほど、町長の答弁にもありましたように、久保田深田線につきましては改良を済ませております。今現在、客大谷線を計画中でありまして、近年、工事の方に移っていきたいと思います。そのほかの箇所につきましては、現在、建設課の方に問合せ等、御相談等ありませんので、把握できてないような状況でございます。以上です。

○議長（三谷喜好）　佐々木議員。

○９番（佐々木隆雄）　先ほど言いました資料は、今手元にありまして、本当にたくさんの路線が赤く、また青く出されております。私が、この 2019 年のときにも言いましたし、今日もそうなんですけども、住宅地の所で、実際に大型の消防車なりが入れないという所がありまして、それについてはやはり、ここしかない、この奥で火事があったらどうするんだというふうなことが、やっぱり想定をされますのでね、それについてはもちろん、近隣の方の協力・理解も必要なんですけども、一定、町の所からもですね、改めて、そういう所の通行が不能だと、でも火事があったら困るんですというふうな場所がね、私も身近にありますし、町民の方もやっぱ不安には思われてますので、具体的にやっぱりこれは手を打っておく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好）　門田建設課長。

○建設課長（門田作）　佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。議員さん言われるとおり、緊急車両が通らない所、まだかなり残っておりますが、どうしてもここを拡幅してくれということであれば、建設課の方にですね、また御要望いただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。積極的に対応してまいりたいと思いますので、御理解いただいたらと思います。

○議長（三谷喜好）　佐々木議員。

○９番（佐々木隆雄）　町民の声がなかなかストレートにね、出てこない部分もあるということではあるんですけども、町の方もですね、あらかじめ、こういう所は想定されるというふうな所はもう少しこう積極的に、待ちではなくって、訪問をそれこそしていって、先ほどの日野議員とのやりとりではないですけども、やっぱり、お宅の玄関が少し邪魔、引っ込めていただければできるんですよだとかいうふうなことは、やっぱり積極的な話もしていってほしいなと思います。これは、引き続きまた、いろんな形で提言も含めてさせていただきたいと思います。今日は、この２点で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好）　佐々木隆雄議員の質問を終わります。12 番面岡利昌議員。

○12 番（面岡利昌）　12 番面岡でございます。２問質問をいたします。このほどですね、能登半島地震の被害状況を見聞きするにつれて、改めて自然災害の脅威を感じております。そして、この災害は決して対岸の火事ではありません。本町においては、南海トラフ地震が近づいてきておるということでございます。地震発生から間もなく２か月を過ぎようとしておりますが、現地では、損壊した道路や上下水道の復旧が急がれておりますが、まだ昨日ぐらいですか、50 なん％という復旧率でございます。被災地から離れた本町においてはですね、できる範囲で、被災地に寄り添った支援はもちろん大切であろうと思います。それと同時に、災害時の復旧対応を学ばなければなりません。迅速かつ円滑な復旧・復興には、経験豊富な地元の建設業者の協力が欠かせませんが、災害地から地域を守る建設業者の多くが衰退の危機にひんしております。国の統計によると、公共事業の縮減などによる中小零細業者の淘汰が進んだ結果、建設業の就業者は 1997 年の 685 万人をピークに、2022 年には 479 万人と３割も減っており、業界全体で急速な疲弊が進んでいます。本町においても、持続可能な建設業に向けた業者の育成が必要と思われますが、町としてどのような支援方法が考えられるのか、町長の御所見をお伺いいたします。第２問。近年、自然災害が多発するだけではなく、非常に激甚化してきており、これまでのハード整備だけに頼っては、町民の生命と安全は守り切れません。災害の種別や規模によっては、屋内避難や垂直避難が適切な避難行動となる場合もあることから、浸水が想定される地域においては、開発協議や建築確認申請に際しての助言・指導、例えばですね、そういう浸水地域で申請が出た場合、堅固な建物にされて、２階建てはどうですかというようなことをアドバイスする。また、そういう浸水地域の集会所を造られる場合にはですね、基礎を頑丈に、堅固な建物、コンクリートとか軽量鉄骨のそういう堅固な建物としてですね、そういうものにするときには、町として補助金を増額してあげるというようなこともされて。というのは、そういう避難所にするように、そういう集会所はしてですね、２階にそこら辺の水とか非常食なんかの、ちゃんとそこへ保管をするようなことにも使えるんじゃないかなという考えもいたします。町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　面岡議員の御質問にお答えします。はじめに、業者の健全な育成はとの御質問ですが、面岡議員御指摘のとおり、災害時における迅速かつ円滑な復旧復興には、建設業者の協力は不可欠でありますが、町内における土木関係の指名登録業者は現在 10 社で、町村合併後の 20 年で８社減少しており、町としても危惧しているところでございます。このため、町においても、受注機会の確保、施工時期の平準化、担い手の確保など持続可能な建設業者への育成施策が必要と考えております。まず、受注機会の確保ですが、現在町では、評価・格付において、災害防止活動の貢献実績を加点評価するほか、入札時において、地元業者で指名業者数を確保できる場合には、町内を地域要件とするなど、受注機会の拡大に努めており、これらの結果、町発注工事の約８割を地元業者が受注しております。また、施工

時期の平準化につきましては、年間を通して安定的に工事量を確保することで、人材や資機材等の効率的な活用に寄与し、就労環境の改善や経営の安定に資するものと考えており、閑散期となる４月から６月においても、債務負担の設定や継続事業としての発注などにより、工事量を確保してまいりたいと思います。最後に、担い手の確保となりますが、中学校での職場体験などを通して、建設業に興味を持ってもらうとともに、週休２日制の導入など、就労条件や処遇の改善も必要であろうと考えます。引き続き、地元業者の健全育成のため、建設関係者などの意見を聞きながら、これらの施策を研究してまいりますが、入札や発注におきましては、公正な競争の確保、適正な業者の選定、品質確保などにも注意しなければなりませんので、御理解いただければというふうに思います。次に、災害時に向けての対応はとの御質問ですが、まず、開発許可や建築確認は、愛媛県が実施することとなっており、本町は申請段階において、浸水等に対する情報提供などを行っております。また、浸水想定区域の集会所については、避難所の指定は行っておらず、これまで、地元から水害に対する補修の要望はございません。現在のところ、浸水想定区域であっても、基礎のかさ上げや耐水化など建築物に係る規制は整備されておらず、集会所などを対象とする補助金を増額する考えはありませんが、国や県の状況を見ながら対応してまいります。なお、国土交通省では、デジタル技術を活用し、浸水を疑似体験できるシステムを開発しており、防災訓練等での活用により、適切な避難行動につなげてまいりたいと考えております。以上で、面岡議員さんに対する御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　面岡議員。

○12 番（面岡利昌）　まず、地元の業者を、優先を８割ぐらいはしておると、大変心強い気持ちでありますが、これはですね、やはり地元の業者と言えどもですね、バランス良く、いろいろ地域があるんですよ。広田とか、宮内とか、いろいろ岩谷、麻生、拾町とか。そういうところの業者をですね、バランス良く、やっぱり繁栄を、営業がちゃんと成り立つように配慮をされてはどうかなと。そこでですね、まず一強多弱ということみたいなことになりますけれどもですね、一社がなんぼでも、入札ですから、安い価格で取れば取れるわけですけれどもですね、あまり同じ所だけが取ることではなくて、やはりバランスよく取る。高い金額ではいけませんけれどもですね、対等、同じＡ社が一つは取ってますよ、また、違う工事に、そことそこら辺の地域の業者がなって、同じ価格になりましたと。そういうときは、くじ引きですよとか、そういうことじゃなしにですね、やはり、一つ取っとる所は一つマイナスの減点も一つありますから、ちょっとお譲りしましょうというような、そういう評価をされる、そういうことはできないもんですか。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　面岡議員さんの御質問にお答えしますが、いろいろ議員さんの持論はいつも分かりますけれども、これは町として、そういうところはなかなか、入札に対する公平性からありますので、踏み込めないというところは御理解いただいたらというふうに思います。

○議長（三谷喜好）　面岡議員。

○12番（面岡利昌）　あまり公平性はありますかね。1人がなんぼでも取るというのでは、ちょっとかえって、なかなか全体的なバランスから悪いのでですね、くじ引きになるようなときには、一つ取れとる業者がそういうことに絡んできたんなればですね、そこら辺は、ちょっとなんか町でお考えをしてですね、損になるようになるんじゃなしに、良い意味でのそういう配慮はできないんですかということなんですが。

○議長（三谷喜好）　門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまの面岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。先ほど面岡議員さんが御提案をいただきました、例えば、業者が一つ目の案件を落札した場合に、次の入札は辞退するとか、そういった方法はとれないのかというような御提案があったかと思いますが、業務量に応じて、やはり一つの業者に偏って、工期等が適正に完成できないのではないかというような場合が推測される場合には、面岡議員さん御指摘のような内容で、一抜け方式と私らは言っておりますが、その業者は次の入札には参加をしない形を取るような方策もとっておりますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（三谷喜好）　面岡議員。

○12番（面岡利昌）　それでは最後に、その方の質問をさせていただきましょう。そういう配慮はしておるんだということでありますけれども、あまりね、そういうふうに除外するのもちょっといかがなもんかなというところ、微妙なところがあると思うのでですね、そういうふうにマイナス、一つ取ったとこはちょっとマイナスねというぐらいなことで緩和して。というのがですね、これは建設業だけじゃなしに、何の業界でも大切なんです、いろいろ。だけど、特にですね、今回こういう自然災害の脅威を感じたときにですね、もう1番に、優先順位1番にですね、やはり道路とかライフラインをきちっと解決をしなければですね、ほかのいろいろ復興復旧にはもうできないんですよ。ということは、やっぱり建設業いう業種は優先順位が非常に高い。そういうところは、いち早くその災害で、道路がもうぐちゃぐちゃになりました、いろいろ家が壊れた、そういうときには速やかに行って、きちっとそういう確保をしていただいて、その後に救急車とかいろいろな体制がとっていくことですから、もうこれは非常に大切な業界なんですから。これは、そこら辺を配慮して、なるべく地元にある程度ばらけて、ちゃんと生業が成り立つようにしていただかないとですね、1か所に、大きい所が設備もあって言ってもですね、なかなか災害時は間に合いませんから。方々にばらけとるということは、非常に安全性を方々に保っとる保険みたいなもんですかね。そういう担保しとるということですから、そういう状況を作っていただきたいという、そういうことの考えはどういうふうに考えられますか。

○議長（三谷喜好）　面岡議員、さっき答弁があったように思いますが、まだ満足できませんか。

○12番（面岡利昌）　それではいい、そういうことは、要望というかお願いをいたしまして、一つお願いをいたします。その次はですね、災害時のところでありますが、いろいろそうい

う申請をされたら、県がちゃんとしたことをするんだと。町では、余りそういうときのアドバイスとかはできないというようなことも言われたと思うんですけれども、やはりですね、そういう県のお話するときも、やはり砥部町の、町ですから。そこを、災害が起こったときどうしたらいいかということを考えるときには、やっぱり町が自主的な、やっぱりリーダーシップをとるようなことも考えないとですね、やっぱり他力本願いうか、よそのするとおりにしましょうというんでは、ちょっといかんのじゃないかなと。自分の町は自分で守らないかんという、そういう自覚も持っていただいてですね、ちゃんとそういう災害時に役に立つようなことは、できる範囲内ではちゃんとしていただく。集会所を造って、それ頑丈なんで２階建てにするよと。災害で水が浸かっても、上は無事に残って、そこら辺へいろいろな備蓄の品物とかも、ちゃんと保管ができると。そういう考え方についてはどうお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　面岡議員さんの御質問にお答えいたします。ずっと災害に対する御質問が、皆さん今日はたくさん出ておりますけれども、やはり避難所というか、そういったところに関しては、まずは自助というのは、私の考えとしては、当然その避難所は設置しておりますけれども、地域で、例えばこの家が頑丈ですよねとかいうことを皆さんが把握をしておいて、もし発災した折には、そこへいち早く逃げる。その次に、避難所へ行くというのが、私は自分の命を守るんに大事だというふうに思っております。ただ、今議員さん御指摘のように、集会所を、事前仮にしっかり強固な物に造って、補助金も出して、それはしたらいいんじゃないかというのは、そのとおりでございますけれども、なかなかいろんな事情があります。例えば、個人の方が、今、私ども考えるのに、家を建てる折に、周辺ちょっとここ水路があるから、もし水路が溢れたらこうなるから、自分の屋敷を少し上げようとか、ほで基礎を上げようとか、そういう工夫はいっぱいしておるんじゃないかというふうにも考えますので、建築確認が出た折に、こういう状態やから、あなたこういうふうにしたらいいんじゃないでしょうかとかいうのは親切かも分かりませんけれども、なかなかそこまでは手が回ってない状況ではございますけれども、住宅の事情とかそういったことについては、いろいろな事情がありますし、集会所が強固の物にされて、補助金も出して、ここが安心した避難所ですよというのは、そうかも分かりませんけれども、町が決まっておる避難所と集会所が全てということにもなりませんので、その辺り、面岡議員さんのお考えも十分分かりますけれども、なかなかそれに応えるのが難しいというのが現状かなというふうには思っております。以上です。

○議長（三谷喜好）　面岡議員。

○12番（面岡利昌）　いろいろ事情があります。ただ言えることはですね、自助・共助と言われておりますけれどもですね、これからは、官民が一体で連携してもっとやる。介入すべきときはちゃんとするというようなことも、この今の災害状況から判断してですね。自分は自分で守りなさいよと、それは基本的にそうでしょうけれどもね、やっぱりそういう連携す

べきところはすると、そういうことでですね。例えばそういう水が浸かる、そういう所では公共施設、例えば高尾田辺りではですね、医療技術大学とか県の 10 階建ての建物とかいろいろとありますけれどもね、そういう所をですね、そういうときにはちゃんと避難所として、第１避難所として、そこら辺、避難ができるという、そういう選択、そこら辺の人が避難するのに、選択の場所は多いほどいいと思うんですよ。ほじゃけんそういうことはできるんですか、どんなんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　それは、私がただいま答えたように、例えば高尾田であれば、もし重信川が越水した折に関しては、10 階建ての県営住宅ありますから、あそこへすぐに皆さんが逃げる、ほで医療技術大学ある。麻生小学校へ行くことは、私はないと思うんです、自助の場合は。やっぱり、その辺りを地域の皆様方が、先ほども防災士の問題もありましたように、いざ何かあった折には、ここへ逃げるのが１番安全だよねっていうのを、日頃から地域の皆様方が考えておる。避難所の公助であるのは、第２避難という考え方もある。もちろん、近くに避難することは、やぶさかではございませんけれども、本当に重信川が氾濫した折に、それが夜間であったら、麻生小学校なんか当然間に合いませんから。地域で１番安全な所へまず逃げていただくというふうなことを、地域の皆様方がしっかり防災士も交えて考えていただくというのは、自分の命を守るには大切ではないかというふうに思って、それを自分の命さえ守っていただけましたら、後はまた、共助であったり公助であったり、十分できるんじゃないかというところを、そういうふうな考えを私はいつも持っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（三谷喜好）　面岡議員。

○12 番（面岡利昌）　それは避難所としてですね、技術大学とか 10 階建ての高い建物がありますね。そういう所は行ってもらうのは、もう個人で勝手に行っても構わないんですか。町からもそういうときはお願いしますねというようなことは言ってないんですか。どんなんですか。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　医療技術大学は避難所なっておるんですが、例えばの話ですけれども、県営住宅、今 10 階建て建ってますけど、通路が空いてます。通路へ皆さん上がって、２階、３階の通路におっただけで地域の人は守れるんではないかというふうにも思っておりますので、そういう所を、いざ災害が起きた折に、ここが上がっていいですかとかいう問題では全くなくって、隣に立派な鉄筋の家があれば、そこへ身を寄せるっていうのは、もう十分それで自分の自助はということになっておりますので、その辺りをケースバイケースで十分対応できるというふうに考えております。

○議長（三谷喜好）　面岡議員。

○12 番（面岡利昌）　医療技術大学はどんなになってますか。それとですね、もう一つはですね、10 階建ての建物がありますね。これは県の建物かなんか、指定管理かなんかされとる

かどうか分からないんですけど、２階以上の所にはですね、一つぐらい空室をつくってですね、集会所に使うなりなんなりして、そういう所を避難所として使えるような、そういう交渉はできませんか。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　先ほどの県立医療技術大学は、避難所の指定をしております。今の、２階に１か所空室を設けて、避難所でどうぞというのは、なかなか個人の住宅については、町からそうしたらどうですかとかいうのは難しいかなと思いますけど。もう１度質問ください。

○議長（三谷喜好）　面岡議員。

○12 番（面岡利昌）　質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好）　面岡利昌議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時 10 分です。

午前 11 時 29 分　休憩
午後　1 時 10 分　再開

○議長（三谷喜好）　再開いたします。一般質問を続けます。４番原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　４番原田でございます。今回は３点の質問をさせていただきます。１点目につきましては、先ほど日野議員とのダブる部分もございますが、よろしくお願いしたらと思います。住宅の耐震状況はでございます。連日の報道等にもありますように、１月１日に発生した能登半島地震では、多くの家屋が倒壊し、犠牲者も多数出ているところです。倒壊した建物の多くは、現在の耐震基準が導入されていない 1980 年以前に建てられたもので、1981 年以降の新耐震基準の住宅では被害が比較的少なかったようです。耐震性が不足する住宅は、2018 年時点で全国約 700 万戸に上り、これまで大きな地震が少なかった地域や高齢化が進む地方ほど耐震化率が低い傾向にあると言われています。こうした状況を踏まえ、国が対策を強化することとしており、耐震診断や改修費の補助、改修を促す税制優遇などにより、2030 年までに耐震不足の住宅をほぼなくすことを目指しています。また、愛媛県でも、当初予算において、防災・減災分野の中で木造住宅の耐震化を進め、南海トラフ巨大地震の被害想定見直しや津波避難体制の強化を図ることとしています。本町でも、耐震診断や耐震補強などの補助事業を実施していますが、近年は、あまり利用されていないように見受けられます。国土交通省では、高齢者世帯の耐震改修促進などの対策を検討するとのことですが、本町の住宅で、新耐震基準に適用していない住宅はどの程度あるのか、今後の対策についてどのようにお考えか、町長の御所見をお伺いします。２点目、墓じまいの実態はでございます。供養の方法を見直して墓石を撤去する墓じまいが、2022 年度は全国で 15 万 1,076 件、前年

度比３万2,100件増に上り、過去最多となっています。厚生労働省によると、統計を取り始めた1997年度以降、改葬が最多だったのは2019年度の12万4,346件で、管理する人がいなくなった無縁墓を行政が撤去した事例は全国で3,414件でした。こうした背景には、近年のコロナ禍で墓参に行けなくなり、墓がなくてもいいと思う人が増えたことや、核家族化で墓の継承も難しくなる中、元気なうちに墓じまいをして、樹木葬や散骨など弔い方を自分で選びたい人が増えたのではないかと言われています。先日、永代供養納骨堂の落慶法要に行った際にも、法要後に相談されている高齢者の方を目の当たりにし、関心が高まっていると感じました。本町でも、今後こうした事例が増えてくるのではないかと思いますが、どのように対処していくのか、町長の御所見をお伺いします。３点目でございます。子どもの視力低下の対策はでございます。2022年度の文部科学省の学校保健統計調査によると、裸眼視力が1.0未満の割合が小学生37.9%、中学生61.2%、高校生71.6%といずれも過去最高になりました。視力低下の原因として、スマートフォンやデジタル端末を使う時間が増えたことを挙げており、学校や学年が上がるにつれて悪化する傾向にあるようです。愛媛県で見ると、小学生40.9%、対前年プラス0.3ポイント、中学生64.6%、同1.6ポイント、高校生67.0%、同プラス2.2ポイントと、小中学生では全国平均より視力を1.0未満の割合が高い状況となっていますが、本町の現状はどのようになっているのか、また対策をどのように考えているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好）　佐川町長

○町長（佐川秀紀）　原田議員の御質問にお答えします。はじめに、住宅の耐震状況はとの御質問ですが、まず、本町の住宅で昭和56年５月以前に着工された旧耐震基準の住宅は、平成30年住宅・土地統計調査結果から2,430戸となっており、このうち耐震性のないものは1,519戸と推計をされております。今後の対策としては、日野議員にも答弁したとおり、補助制度の充実を掲げており、戸別訪問や建設業界を通じた制度の周知により、耐震化の促進につなげてまいりたいと考えております。自己負担額の問題や費用対効果を考慮した建て替えの選択などにより、原田議員御指摘のとおり、近年、補助制度の利用は低い水準となっておりますが、大規模地震発生直後は、申込みが増加する傾向にありますので、補正対応を含め、機を逃さない対策を進めてまいりたいというふうに考えております。次に、墓じまいの実態はとの御質問ですが、現在本町には、町が直接管理する墓地はなく、墓じまいや無縁墓に関する相談等はありません。しかしながら、墓じまいに伴うものと推測される改葬許可申請の件数は増加傾向にあり、次世代に負担をかけない多様な弔い方が定着しつつあると考えております。こうした考え方が浸透する背景には、少子高齢化や都市部への人口集中により、墓参や管理が困難となっている現状があるものと思われ、実際に、議員御指摘の無縁墓の問題が顕在化し、公営墓地を有する自治体では対応に苦慮しているようでございます。宗教法人だけでなく、区や個人が墓地を有する中で、無縁化による墓石の倒壊リスクや草木による環境の悪化が発生すれば、本町においても無縁墓の撤去を検討することも考えられますが、法律に規定がなく、撤去後の訴訟リスクもあるため、慎重にならざるを得ない状況でござい

ます。町といたしましては、関係団体等と協力し、無縁墓の所在や状況把握に努め、撤去事例の調査研究を進めるとともに、住民への広報活動により無縁墓問題の認知度を高め、誰もが安心して最期を迎えることができるよう、墓地行政の在り方を検討してまいりたいというふうに考えております。最後に、子どもの視力低下の対策についての御質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（三谷喜好）　大江教育長。

○教育長（大江章吾）　原田議員の御質問にお答えをいたします。はじめに、本町における小中学生の裸眼視力の状況でございますが、2022 年度健康診断結果における 1.0 未満の割合は、小学校が 33.7%、中学校が 58.3%となっており、文部科学省の学校保健統計調査における、全国及び愛媛県の平均よりも低い割合となっております。次に、視力低下の対策といたしましては、基本的な取組として、本を読むときや電子機器を使うときは、明るい場所で、良い姿勢で座り、本や画面から 30 センチ以上目を離すこと、また、適度に休憩をとることなどを学校において子どもたちに指導をしております。また、保護者に対しましても、各学校が発行している保健だよりで、視力低下への注意喚起及びデジタル機器等の適正利用を呼び掛けております。現在の教育環境において、タブレットを利用しての学習は不可欠となっていることからも、視力低下を招く原因とされるデジタル機器の利用におきましては、引き続き適正な利用を呼び掛けてまいります。以上で、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　４番原田議員。

○４番（原田公夫）　住宅の耐震につきましては、先ほど回答いただきましたように、補正予算を含めて、利用者に対応していくというような御答弁だったろうと思います。あと、補助制度の充実とかいうことも申されておりましたが、現在の補助が、多分耐震については、件数、最近４年度が１件というとこまでしか出てなかった思いますが、診断について、５年度の実績は、現在のところどの程度あるんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　門田建設課長。

○建設課長（門田作）　原田議員さんの御質問にお答えいたします。令和５年度の実績で、今の件数でございますが、診断については２件、改修については、その診断のうち１件を予定しておりましたが、３月までに完成が見込めないということから、今のところ０件になっております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　原田議員。

○４番（原田公夫）　診断が２件、改修は、今のところ予定はあるが、まだできていないというような状況かと思います。基本的には、先日久しぶりに震度３の砥部町でも地震ございましたが、ああいったことが起こると、だんだん住民の人も関心を持ってきて、また希望を出してくるんではないかというふうに想像はされるんですが、そういった場合についても、補正も含めて対応していくというようなことなので、やっていただければと思います。あと、耐震のことにつきまして、やはり先ほど地域によって格差があるということで、多分砥部町

につきましては、あまり大きな被害も今までないですし、多分自分の家は大丈夫だろうと、生きてるうちには地震はそう大きなのは来んのではなかろうかというような感覚の人が多分多いんではないかというふうには思っております。そういうことで、今回の能登のことを受けまして、そうではなく、行政としての対策として、大きい地震が来れば倒壊するおそれがあるんだということを、住民にしっかり伝えておくということも大事なことではないかと思いますので、広報等、また周知を充実させていただければと思います。先ほど町長の方から、補助の充実をというようなことを申されておりましたが、改修等につきましては、設計が１件 10 万、改修は 100 万ですか、工事の管理が２万というような、現在、事業費に対しての補助のことがございます。そういったことで、最近考えてみますと、資材価格や人件費が高騰しておりまして、現在の補助額の現状のままであると、工事費も高くなって、その差額で自己負担の額も増えるんではないかというようなことが懸念されますので、このことにつきまして、補助率を上げることにつきまして、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　今の御質問でございますけれども、上限 100 万とか、物価の高騰等で上がってるんではないかというのは、そのことについての御懸念かと思いますけれども、まだそこまで、今まで十分担当の所も検討してないということでございますので、おそらく上限額とか、もう上がってくるだろうというふうに思いますので、その時点で十分検討したいと考えております。

○議長（三谷喜好）　原田議員。

○４番（原田公夫）　十分検討していただくということで、補助率上げていただくようにお願いしておきたいと思います。あと、ずっと大分前から、この事業を行っておりますが、例えばですが、耐震診断はしたけど、先ほど１件やる予定がまだできてないいうのがあったんですが、実際に診断しただけで耐震工事をしなかった例いうのは、どの程度あるんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　門田建設課長。

○建設課長（門田作）　原田議員さんの御質問にお答えいたします。診断につきましては、平成 18 年以降、85 件診断しております。そのうち、改修まで至った件数が 33 件でございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　原田議員。

○４番（原田公夫）　診断は 85 件、改修に至ったのは 33 件。その 50 件ほどの差のうち、その 50 件については、診断した結果オーケーだったいうことなのか、それとも、オーケーじゃなかったけどしなかったのか、その辺り。

○議長（三谷喜好）　門田建設課長。

○建設課長（門田作）　原田議員さんの御質問にお答えいたします。85 件診断しまして、耐震化が有りと判断されたんは１件のみでございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　原田議員。

○４番（原田公夫）　85 件のうち、耐震化がオーケーやったのが１件いうことだいうふうに、お答えいただいた思うんですが、それ以外の人については、どういった理由で、それ以後の対策をしてないかいうふうにお考えですか。

○議長（三谷喜好）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　ただいまの御質問にお答えをいたします。先日もテレビで見ておりましたら、この問題がまた出ておったというふうに、私も感じておるんですけれども、やはり、診断はしたけど、100 万も 150 万も掛かるので、お年寄りが１人でおると。もうここまでお金入れても、私よくいられないというふうなことでの理由でしてないんだろうというふうに思っておりまして。この辺りを、しっかり耐震性、お金は掛かりますけれども実施してくださいよっていうのは、我々行政のこれからの指導の状況になってくるんだろうというふうに思っておりますので、できるだけ診断の結果、後の工事もしていただくというふうなことに努力をしたいというふうに考えております。

○議長（三谷喜好）　原田議員。

○４番（原田公夫）　自己負担がたくさん要るというのが最大の理由というようなことかと思います。そういったことで、先ほど、補助率を上げるいうことについて検討いただくということですので、やはり命に関わることですので、しっかり検討していただければと思います。あと、過疎地や山間地という所で、耐震改修が進んでないというようなことが、全国共通の課題というようなことがあるわけなんですが、また、少子高齢化に加え、子どもや孫の世代に家を引き継ぐ風習が薄れていると。そういったことに対して、家に対する愛着も大分変わってきておるんであろうと。また、新しく別の所へ家を建てて、お盆や暮れに、正月に帰るだけの所というような感覚もあるのかもしれませんが、やはりそうなってくると、都市部にやはり集中しまして、田舎の方が寂れていく傾向になるんではないかと思いますので、この制度を補助率上げていただきまして、なるべく田舎の家がなくならないように、引き続いて対策をお願いできればと思います。それで、１番目の質問につきましては、お願いして終わりとさせていただきます。２番目の墓じまいのことにつきましてですが、これについては、現在のところはないという、さっき御回答やったと思います。しかし、改葬の許可申請は増加しておると。よそへ持っていくというようなことだろうとは思いますが、違う観点で、資産や身寄りがない人の葬祭費を公費で負担するケースが全国的に増えてきておる傾向があるようです。厚生労働省によると、2022 年度、生活保護法に基づく葬祭扶助により国と自治体が葬祭費を負担したのは、全国で５万 2,561 件、最多だった前年度の４万 8,789 件から 3,800 件増え、初めて５万件を超えたというようなことが言われております。そのときに、昨年要った費用が 104 億円というようなことが出ておりました。その支出総額については、国と自治体の合計で約 110 億要ったというようなことでございましたが、厚生労働省社会・援護局保護課の担当者の話によりますと、葬祭扶助の増加については、困窮する高齢者の死亡が増加して、葬祭扶助が増えている可能性があるというようなことでございました。都会

の例かもしれませんが、多死社会が到来しているという中で、無縁遺骨の数も過去最多を更新する自治体があるというようなことで、問題が深刻化しているというようなことでございます。そういった葬祭扶助ということなんですが、遺族が葬祭費を支出できない場合や身寄りがない個人について、家主や病院長など、第三者が葬祭を執り行うと申請すれば、行政が費用を負担する仕組みということで、都市部で１件約 21 万円と規定されておるそうです。件数が都道府県で最も多かったのが東京都で 9,313 件、政令指定都市では最多は大阪市で 5,252 件と。それで、自治体の負担が東京都では約 20 億、大阪では約 11 億要ったというようなことでございます。こういった都会での現象が、ゆくゆくは田舎にも移ってくるんではないかというようなことも考えますが、火葬後も引取手のない無縁遺骨も増え続けて、保管場所も不足しているというのが問題になっているというようなことでございます。本町では、この葬祭扶助については、制度的にあるんでしょうか、それともないんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　ちょっと原田議員、今の質問の関連して、墓じまいの実態の質問でございますので、それは、今のあれに該当するか、いかがでしょうか。答弁できますか。佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　今議長もおっしゃいましたけれども、墓じまいの実際と葬祭の実態、今、第２質問で出たの、ほとんど葬祭扶助のことぎりの問題かと思いますので、現在でそういうところ、行旅死亡人につきましては自治体がやるというのは当然のことでございますけれども、実際に身寄りがあっての扶助の問題とはちょっと違うということで。そこまで担当の所も把握してないと思いますので、墓じまいの問題とは質問が違うかというふうに思っておりますが、どうでございましょう。

○議長（三谷喜好）　御了承いただけますか。続けて、原田議員。

○４番（原田公夫）　それでは、違う視点で、公営墓地とか納骨堂がある所で、最終的にそういったことで、管理者がいない無縁墓の増加が、最近人口、単身者が増えて、人口減少進む中で、増えておるというようなこともあるようでございます。その中で、総務省が全国調査したところ、公営墓地や納骨堂がある市町村の約６割に無縁墓があると。それで、管理費の滞納があるとかいうようなことが問題になっているようですが、その問題になるのが、結果的には無縁であることの確認に手間や時間がかかって、撤去が進んでいないというようなことがあるようです。そういったことで、あと撤去が進まない理由として、縁故者や墓の継承者などの連絡先が分からないとか、同意の確認が難しいというようなことがございますが、本町には、そういった公営の墓地はありますでしょうか。

○議長（三谷喜好）　白形生活環境課長。

○生活環境課長（白形大伸）　ただいまの原田議員の質問にお答えいたします。現在、砥部町におきましては、町営墓地というのはございません。大南の方にですね、納骨堂の方がございますが、これは町営ではなくですね、地元大南の霊園管理委員会、こちらの方が管理しておりまして、そこと使用契約を結んで、砥部町がお借りしているというものでございますので、砥部町の町営墓地はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　原田議員。

○４番（原田公夫）　全国に墓地や納骨堂というのは88万4,000か所あるそうでございますが、ほとんど公営墓地というのには該当しないけど、管理しておるとこがあるということなんで、そういったのは3.5%。ほとんど、約９割は個人とか集落が管理しておるということのようでございます。そういったことで、高齢化してくると、だんだん管理されないお墓が増えてくるんじゃないかと。そういった対策として、今後はそういったことにならないように、地域とかが、管理しておる方がどこにいられて、どういうふうになっていくのかいうのを、やはり追跡していかなければならないんではないかというふうに思っております。総務省の方でも、今後、無縁墓が増えれば、手続や費用負担が増えるということでございますので、自治体が縁故者の連絡先を事前に把握する方法を共有したり、墓石の取扱いや保存期間、処分の考え方などを整理したりする必要が出てくるんではないかというようなことも言われております。そういったことも含めまして、今後、高齢化した管理者の人がいなくなった後の墓地等が放置されるいうことになれば､なかなか墓じまいということにもつながらず、いろいろ環境問題とかも出てくると思いますので、そういったことを今後検討していただきたいと思います。あと、総務省が昨年３月に公表した実態調査ですが、身内がいても弔う人がいない死者の数は､18年の４月から21年10月までの３年半で､10万6,000人に上ったというようなことが出ております。こういったことで、葬祭扶助等にも影響が出てくるんでしょうけど、そういったことがなるべく起こらないように、いろんな枠組み、国保ですとか後期高齢者医療保険の加入者が亡くなった場合でも対応できるように、今後検討いただければと思います。あと１点だけ御紹介しておきますが、墓じまい社会を考えるときというようなことで、無縁遺骨の究極の姿ということで、終活と、終わりの活動の登録と、終活登録の自治体というのがあるようでございます。神奈川県横須賀市で、身寄りのない独り暮らしの人を対象に、死亡届出人の確保や葬儀納骨の生前契約などを支援する事業を導入しておるということらしいです。終活登録を受けている自治体もありますが、こういったことはまれということでございますので、今後こういったケースも出てくるんではないかと思いますので、また、検討されるときに、よろしくお願いしたらと思います。終活関連事業を手掛けておる業者の人が言っておるのが、今１番の人気なのが樹木葬、２位が納骨堂、３位がお墓というようなことでございます。そういったことで、放置されることなく墓じまいができる、サポートできるように、今後ともいろいろ検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それで、２点目の質問は終わらせていただきます。あと３点目の質問ですが、子ども視力の低下ということで、明るい場所、あと、タブレットとかいうのを適正使用を保護者にお願いするとか、注意喚起するとかいうようなことで、対策は考えておるというようでございますが、以前、学校で休憩時間に遠くを見るとかいうようなことも、いっときあったようなことと思いますが、そういった目を休めるようなことは、現在はされてないんでしょうか。

○議長（三谷喜好）　伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真）　原田議員さんの御質問にお答えをいたします。現在、各学校でですね、時間をとって、そういう遠く山を見たりとか、そういうふうなところの指導というか、取組については、現在そういう特別な取組は行っておりません。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好）　原田議員。

○４番（原田公夫）　子どもの視力低下の対処法ということで、５点ほどちょっと調べた中にあるんですが、まず１点目が適度な休憩をとる。スマホやタブレットは１日４時間未満にするのが理想。姿勢を正す。目とスマホやタブレット、本などの距離を 30 センチ以上離して、テレビを見るときは、少なくとも１メートル以上は離れましょうと。３番目が先ほど回答にもありましたが、部屋の明るさを調整して、暗い所で本を読むのも、寝転がって読書するのも目に悪影響ですということなんで、そういったことをしないと。あと４点目で、やはり外で遊びをする時間を増やすというのも大事なことだというふうに言われております。あと５点目が、目に良い食べ物を積極に取り入れるというようなことでございます。そういったことを、今後とも子どもの視力低下への対処方法として、充実させていていただきたいと思います。これはお願いしておきます。目だけでなく、子どもさんに、また学校保健に関わることかとは思うんですが、肥満児の傾向も多くなっておると。また、虫歯のある子どもの割合も多くなっておるというようなことでございますので、視力だけでなく肥満児の傾向とか虫歯対策することによって、児童生徒の健康対策をしっかり進めていっていただきたいと思いますので、それをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（三谷喜好）　以上で、原田議員の質問を終わります。特に、墓じまいの実態のとこでは、るる大変立派な資料を集めていただきありがとうございます。なお、これについては、担当課においても十分御検討されるよう期待しております。それでは、以上で一般質問を終わります。本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。

午後１時 50 分　散会

令和６年第１回砥部町議会定例会（第３日）会議録

招集年月日	令和６年３月 13 日
招集場所	砥部町議会議事堂
開会	令和６年３月 13 日　午前９時 30 分　議長宣告
出席議員	１番　髙橋久美　　２番　日野惠司　　３番　木下敬二郎 ４番　原田公夫　　５番　柿本　正　　６番　東　勝一 ７番　佐々木公博　　８番　小西昌博　　９番　佐々木隆雄 10 番　松﨑浩司　　11 番　大平弘子　　12 番　面岡利昌 13 番　山口元之　　15 番　平岡文男　　16 番　三谷喜好
欠席議員	なし
地方自治法第121 条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長　佐川秀紀　　副町長　岡田洋志 教育長　大江章吾　　総務課長　門田敬三 企画政策課長　小中　学　　商工観光課長　森本克也 戸籍税務課長　古川雅志　　保険健康課長　岩田恵子 介護福祉課長　堀潤一郎　　子育て支援課長　田中弘樹 建設課長　門田　作　　農林課長　池田晃一 生活環境課長　白形大伸　　上下水道課長　松田博之 会計管理者　田邊敏之　　広田支所長　町田忠彦 学校教育課長　伊達定真　　社会教育課長　山本勝彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　藤田泰宏 庶務係長　東山泰久
傍聴者	１人

令和６年第１回砥部町議会定例会議事日程　第３日

・開　　議

日程第１	議案第 12 号	砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
日程第２	議案第 13 号	砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第３	議案第 14 号	砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例等の一部改正について
日程第４	議案第 15 号	砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について
日程第５	議案第 16 号	砥部町介護保険条例の一部改正について
日程第６	議案第 17 号	砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第７	議案第 18 号	砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第８	議案第 19 号	砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第９	議案第 20 号	砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 10	議案第 21 号	砥部町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 11	議案第 22 号	令和５年度砥部町一般会計補正予算（第７号）
日程第 12	議案第 23 号	令和５年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
日程第 13	議案第 24 号	令和６年度砥部町一般会計予算

日程第 14　議案第 25 号　　令和６年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 15　議案第 26 号　　令和６年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 16　議案第 27 号　　令和６年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 17　議案第 28 号　　令和６年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 18　議案第 29 号　　令和６年度砥部町下水道事業会計予算

日程第 19　議案第 30 号　　令和６年度砥部町水道事業会計予算

日程第 20　諮問第１号　　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 21　諮問第２号　　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 22　発委第１号　　砥部町議会委員会条例の一部改正について

日程第 23　議員派遣

追加日程第１　　議案第 31 号　　財産の取得について

追加日程第２　　議案第 32 号　　令和５年度砥部町一般会計補正予算（第８号）

追加日程第３　　発議第１号　　砥部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

・閉　　会

令和６年第１回砥部町議会定例会
令和６年３月 13 日（水）
午前９時 30 分開議

○議長（三谷喜好）　ただいまから、本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　議案第 12 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第１、議案第 12 号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌）　総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 12 号について、審査の内容及び結果を御報告を申し上げます。議案第 12 号については、基盤法に規定する地域計画について、地域の実情や意見を幅広く反映させて策定するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、農地の維持管理が強化されると思うが、来年度以降、各農地の耕作者を確定させていくのかとの質問に対し、従来あるプランからは内容の充実を図り、誰が、どの農地を耕作するか、見える化するための目標地図を作ることとしており、意向調査の集計、校区別の協議を経て、検討委員会で取りまとめるとの説明がありました。また、委員構成について、委員から、構成メンバーの内容はとの質問に対し、農業委員の代表、農協・土地改良区の役職員、女性農業者２名、県の普及組織職員の合計６名であるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　議案第 13 号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砥部

町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第２、議案第 13 号、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌）　総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 13 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 13 号については、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、フルタイムとパートタイム、それぞれの職員数はとの質問に対し、今年度 10 月 1 日現在、フルタイム 36 人、パートタイム 271 人の合計 307 人で、そのうち期末手当の対象は約 240 人であるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　議案第 14 号　砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例等の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第３、議案第 14 号、砥部町浄化槽保守点検事業運営基金及び町有施設管理基金条例等の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌）　総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 14 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 14 号については、今年度末で浄化槽保守点検事業を廃止するとともに、基金の一次運用により各事業間の円滑な資金融通を図るため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以

上のような審査を行い、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定したので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行いますが、討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　議案第15号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第４、議案第 15 号、砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄）　厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 15 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第15号については、いきいき見守り配食サービス事業の利用者負担金を段階的に改定するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、配送費用も掛かるのではとの質問に対し、食材費と配送費用を合計したものを委託料として支払っているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第16号 砥部町介護保険条例の一部改正について
（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第５、議案第 16 号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄）　厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 16 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第16号については、令和６年度からを計画期間とする第９期介護保険事業計画の策定により、介護保険料率の期間及び保険料額を改定するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、新たに設けられる第10段階から第13段階までの該当人数はとの質問に対し、今年度の所得段階では合計173人であるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行いますが、討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員の起立です。着席してください。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議案第17号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第６、議案第 17 号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄）　厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 17

号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第17号については、国が定める基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、モニタリング方法の緩和について、テレビ電話は既に施設等で使用されているのかとの質問に対し、現在は面会のみで、今後、事業所側で導入することになれば、利用者同意のもと、環境整備を進めていくことになるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第７　議案第18号　砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第７、議案第18号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄）　厚生文教常任委員会に付託されました、議案第18号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第18号については、国が定める基準の改正に伴い、所要の改正を行うもので、特に委員からの質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行いますが、討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第８　議案第19号　砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第８、議案第19号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄）　厚生文教常任委員会に付託されました、議案第19号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第19号については、国が定める基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、改正内容に身体拘束の適正化対策とあるが、実際に身体拘束等の事例はあるのかとの質問に対し、認知症など行動が不安定で自傷等がみられる場合には、拘束することもあり得ると聞いているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第９　議案第 20 号　砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第９、議案第 20 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄）　厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 20 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 20 号については、国が定める基準の改正に伴い、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 10　議案第 21 号　砥部町水道事業給水条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第 10、議案第 21 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌）　総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 21 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 21 号については、関係法律の整備に関する法律により、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しまし

たので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11　議案第22号　令和５年度砥部町一般会計補正予算（第７号）

日程第12　議案第23号　令和５年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第11、議案第22号、令和５年度砥部町一般会計補正予算第７号及び日程第12、議案第23号、令和５年度砥部町介護保険特別会計補正予算第４号の２件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄）　厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算２件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第22号、令和５年度砥部町一般会計補正予算第７号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費の児童福祉費関係では、私立認定こども園や町外公立保育所の入所者増加並びに人件費上昇による給付単価の増加に伴い不足が見込まれる各種施設への負担金等1,057万7,000円を追加しています。教育費の社会教育費関係では、電力価格高騰の影響を強く受けている文化会館の指定管理者を支援するため、補助金155万6,000円を追加しています。審査において、委員から、私立認定こども園等への負担金について、入所者増加や人件費上昇の内容はとの質問に対し、入所者数は子どもの年齢でバラつきや増減あるが、総数では５名の増加である。人件費上昇による給付単価の増加については、園の規模や子どもの年齢によっても違ってくるとの説明がありました。また、人件費上昇について、委員から、介護士や保育士は、他の業種に比べて賃金が低いとの指摘もあるが、政策的な引き上げによるものかとの質問に対し、今回は施設への支払基準についてで、施設規模や子どもの数に応じた給付単価にはなるが、単価増加で賃上げにつながると思われるとの説明がありました。さらに、文化会館指定管理者への支援金について、委員から、６年度も支援は行うのかとの質問に対し、現在の指定委託料に変更はないが、今後状況をみて必要があれば、協議・検討することになると思うとの説明がありまし

た。次に、議案第23号、令和５年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第４号は、保険事業勘定に5,818万7,000円追加しております。支出の主なものは、前年度繰越金の一部を介護保険事業運営基金に積み立てるもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第22号及び第23号の２議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌）　総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算１件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第22号、令和５年度砥部町一般会計補正予算第７号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費では、林業費の財源として充てていた県補助金800万の歳入見込みがなくなったため、基金繰入金との財源組替を、土木費では、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業等への負担金162万円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第22号については、適正と認められ､原案のとおり可決すべきものと決定しましたので､ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論、採決は１件ごとに行います。

議案第22号、令和５年度砥部町一般会計補正予算第７号について、討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の、御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号、令和５年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第４号について、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 13　議案第 24 号　令和６年度砥部町一般会計予算
日程第 14　議案第 25 号　令和６年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 15　議案第 26 号　令和６年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 16　議案第 27 号　令和６年度砥部町介護保険事業特別会計予算
日程第 17　議案第 28 号　令和６年度砥部町とべの館特別会計予算
日程第 18　議案第 29 号　令和６年度砥部町下水道事業会計予算
日程第 19　議案第 30 号　令和６年度砥部町水道事業会計予算

（予算特別委員長報告、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第 13、議案第 24 号、令和６年度砥部町一般会計予算から日程第 19、議案第 30 号、令和６年度砥部町水道事業会計予算までの７件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。原田予算特別委員長。

○予算特別委員長（原田公夫）　予算特別委員会に付託されました、議案第 24 号から議案第 30 号までの令和６年度各会計の当初予算７件について、審査の結果を御報告申し上げます。去る３月６日・８日・11 日の３日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、当特別委員会を開催しました。審査にあたっては、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 24 号から議案第 30 号までの令和６年度各会計の当初予算７件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果でありますが、当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分に御検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好）　お諮りいたします。ただいま報告の議案第 24 号から議案第 30 号までの令和６年度当初予算７件について、予算特別委員会において十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論し、採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号から議案第 30 号までの令和６年度当初予算７件については、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行うことに決定いたしました。

議案第 24 号から議案第 30 号までの一括で討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

議案第 24 号から議案第 30 号まで一括で採決を行います。議案第 24 号から議案第 30 号までの７件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立

を願います。
［全員起立］
○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。
　よって、議案第24号から議案第30号までの７件は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第20　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第21　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第20、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第21、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての２件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。佐川町長。
○町長（佐川秀紀）　諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和６年３月13日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町高尾田1041番地７、氏名、山下昌子、生年月日、昭和37年11月30日。提案理由、山下昌子委員が令和６年６月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。この方につきましては再任でございます。諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和６年３月13日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町川井1433番地、氏名、木下いずみ、生年月日、昭和47年11月30日。提案理由、向井京子委員が令和６年６月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。
○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
［「質疑なし」の声あり］
○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。
　討論及び採決は１件ごとに行います。
　諮問第１号、人権委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。
［「討論なし」の声あり］
○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。
　採決を行います。本件は適任であると答申することに賛成の方は御起立を願います。
［全員起立］
　全員起立です。着席してください。
　よって、諮問第１号は、適任であると答申することに決定をいたしました。

諮問第２号、人権委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」の声あり］

討論なしと認めます。

採決を行います。本件は適任であると答申することに賛成の方は御起立を願います。

［全員起立］

全員起立です。着席してください。

よって、諮問第２号は、適任であると答申することに決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 22　発委第１号　砥部町議会委員会条例の一部改正について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　日程第 22、発委第１号、砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松﨑議会運営委員長。

○議会運営委員長（松﨑浩司）　発委第１号、砥部町議会委員会条例の一部改正について。砥部町議会会議規則第 14 条第３項の規定により提出いたします。令和６年３月 13 日提出、砥部町議会議長三谷喜好様。砥部町議会運営委員長松﨑浩司。提案理由でございますが、令和６年４月１日から施行される砥部町課設置条例の一部改正に伴い、所要の規定の改正を行うため、提案するものでございます。なお、改正案につきましては、お手元に配付いたしました新旧対照表のとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、発委第１号は、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 23　議員派遣

○議長（三谷喜好）　日程第 23、議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。団体からの要請等により、議会とまちづくりを語る会、派遣期間、派

遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま、佐川町長から議案第 31 号及び議案第 32 号が、松﨑浩司議員から発議第１号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１から追加日程第３として議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。よって議案第 31 号、議案第 32 号及び発議第 1 号を日程に追加し、追加日程第１から追加日程第３として議題とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

追加日程第１　議案第 31 号　財産の取得について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　追加日程第１、議案第 31 号、財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真）　議案第 31 号について説明をさせていただきます。財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。令和６年３月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。小学校教科書の改訂に伴いまして、令和６年度から使用する教師用教科書及び指導書を購入するため、提案するものでございます。内容について説明をさせていただきます。１番、財産の種類でございます。財産は物品でございます。財産の取得方法につきましては、特命随意契約によるものでございます。取得金額につきましては、1,315 万 1,092 円となっております。取得の相手方につきましては、砥部地域におきましては、伊予郡砥部町大南 535 番地、稲田書店、代表者稲田憲治。広田地域につきましては、伊予市米湊 253 番 1、伊予教科図書販売有限会社、代表取締役大森茂樹となっております。添付しております議案第 31 号の資料の１ページをお願いいたします。こちらが、購入いたします教科書の購入一覧となっておりまして、総数で 530 冊を購入することとしております。２ページをお願いいたします。こちらが、指導書の方になりますけれども、総数で 463 冊を購入することとしております。なお、この教科書・指導書につきましては、各クラスごとに配置をするものでございまして、各教科ごとによって、全学年で使用するものを、また、特定の学年で使用するもの、それから特定の学年で複数のものがあるものという形で、それぞれの教科ごとでの冊数が異なっております。資料の３ページをお願いいたします。こちらの方につきましては、それぞれ内訳の契約内容になりますけれども、砥部地域の小学校、稲

田書店さんの方につきましては、契約金額が1,146万6,807円となっております。４ページをお願いいたします。広田小学校の方につきましては、伊予教科図書販売有限会社の方の契約金額について、168万4,285円となっております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

追加日程第２　議案第32号　令和５年度砥部町一般会計補正予算（第８号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　追加日程第２、議案第32号、令和５年度砥部町一般会計補正予算第８号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三）　議案第32号について御説明いたします。一般会計補正予算書の１ページをお願いします。議案第32号、令和５年度砥部町一般会計補正予算第８号ですが、第１条のとおり、今回の補正は、繰越明許費を追加するものです。令和６年３月13日提出、砥部町長佐川秀紀。次のページをお願いします。繰越明許費補正で、１件を追加します。氏名の振り仮名法制化による住民基本台帳システム等改修事業は、住民票や戸籍の附票などに氏名の振り仮名を記載することが法制化されたことに伴い、住民基本台帳システムなどを改修するもので、国から示される当該システムを改造するための標準的な仕様書の作成が遅れており、年度内の完成が見込めないため、改修委託料1,260万8,000円を６年度に繰り越すものです。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

追加日程第３　発議第１号　砥部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好）　追加日程第３、発議第１号、砥部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松﨑浩司議員。

○10 番（松﨑浩司）　発議第１号、砥部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。砥部町議会会議規則第 14 条第１項及び第２項の規定により提出いたします。令和６年３月 13 日提出。砥部町議会議長三谷喜好様。提出者、松﨑浩司。賛成者、平岡文男、山口元之、面岡利昌、佐々木隆雄、東勝一。提案理由でございますが、地方自治法の一部改正を踏まえ、議員個人の請負状況の透明性を確保する取組により、議会運営の公正、事務執行の適正を図るため、提案するものでございます。なお、条例案につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

［全員起立］

○議長（三谷喜好）　全員起立です。着席してください。

よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。各委員長より、閉会中の継続審査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管する事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項について特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（三谷喜好）　異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。町長挨拶、お願いします。

○町長（佐川秀紀）　閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、２月 22 日から本日までの 21 日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、全議案を御議決・御承認いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。御議決いただきました補正予算、当初予算の執行に際しては、高いコスト意識をもって臨み、効果の最大化を図るとともに、審議の過程で議員の皆様からいただいた御指摘・御指導は、今後の町政運営に生かしてまいります。施政方針でも申し上げましたとおり、令和６年度は、任期最終年度となりますとともに、合併 20 周年を迎える年となります。３期目の総括として、これまでの取組を着実に進めるとともに、本町の未来に向けた、まちづくりの基盤整備に努めてまいりますので、一層の御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好）　以上をもって、令和６年第１回砥部町議会の定例会を閉会いたします。

閉会　午前 10 時 22 分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長　　三　谷　喜　好

砥部町議会議員　　面　岡　利　昌

砥部町議会議員　　山　口　元　之

資　料

予算特別委員会　委員名簿

令和６年２月 22 日

	役　職	氏　名
1	委員長	原田公夫
2	副委員長	面岡利昌
3	委員	髙橋久美
4	委員	日野惠司
5	委員	木下敬二郎
6	委員	柿本　　正
7	委員	東　　勝一
8	委員	佐々木公博
9	委員	小西昌博
10	委員	佐々木隆雄
11	委員	松﨑浩司
12	委員	大平弘子
13	委員	山口元之
14	委員	平岡文男
15	委員	三谷喜好